

# 五戸町地域福祉計画

---

青森県 五戸町  
平成30年3月



● ● 目 次 ● ●

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉について	4
3	計画の位置付け・計画期間	5
第2章	地域福祉を取り巻く現状・課題	11
1	五戸町の概況	11
2	地域福祉にかかる現状と課題整理	17
3	地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識	19
4	地域福祉にかかる課題・必要となる取り組み	25
第3章	計画の基本的な考え方	29
1	基本理念	29
2	地域福祉の推進に向けた視点	30
3	基本目標	31
4	施策体系	32
第4章	施策の展開	33
	地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）	33
	基本目標1：ともに支え合い、助け合う関係づくり	34
	施策1-1 「福祉のこころ」を育む機会の充実	34
	施策1-2 活動を支える人材・団体の育成	36
	施策1-3 顔のみえる関係づくり	38
	基本目標2：自分らしく暮らすための支援環境づくり	39
	施策2-1 保健福祉サービス・生活支援の利用促進	39
	施策2-2 地域での自立支援	41
	施策2-3 個人の尊厳や虐待防止への取り組み	43
	基本目標3：多様な主体と協働・連携する仕組みづくり	45
	施策3-1 地域福祉ネットワークの形成	45
	施策3-2 地域包括支援体制の構築	47

基本目標 4 : これからも暮らしたい安全安心の地域づくり .....	49
施策 4-1 防犯や消費者被害等への対応 .....	49
施策 4-2 緊急時や災害時の支援 .....	51
施策 4-3 暮らしやすい福祉環境の整備 .....	53
第 5 章 計画の推進 .....	55
1 計画の推進体制 .....	55
2 個別計画での取り組み方針 .....	56
資 料 編 .....	59
資料 1 五戸町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	59

# 第 1 章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 計画策定の目的

わが国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに公的な制度の整備と支援の充実を図り、人々の暮らしを支えてきています。

しかしながら近年、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化、経済の後退など、社会環境の変化により、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、地域でのつながり、支え合いの機能が低下しています。

地域には、次代を担う子ども達や、高齢で介護を必要としている人（要介護認定者）、障がいのある人（障害者手帳交付者、医療受給者）等、様々な支援を必要とする人がいます。他にもひとり暮らしで話し相手のいない人、言葉や文化の違いに戸惑っている人、対人的な不安やストレスを感じる人、社会的な孤立等によって困っている人など、地域で起きうる困りごとは様々です。

こうした様々な困りごとを抱えている人を支援するために、町では保健福祉施策の充実に努めていますが、公的な支援や制度では対応できない新たな福祉課題や、複合的に絡み合った課題等、現状の支援やサービスだけでは十分な対応が難しくなっており、サービスの隙間、制度の狭間を埋める活動や取り組みが求められています。

そのため、これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、地域の課題や問題について、福祉サービスの利用者を含む住民や社会福祉法人、ボランティアなどの地域活動団体が、行政と連携・協力して対応する必要があります。

また、地域や家庭でのつながりや支え合いを通じて、困りごとを抱えている住民を発見し、住民一人ひとりの取り組みとともに、住んでいる地域で互いに支え合い、解決に向けて取り組むための仕組みを考えていく必要があります。

このような背景を踏まえ、本町の地域福祉を推進するための指針として、五戸町地域福祉計画を策定します。

## (2) 地域福祉を取り巻く国・県の動き

わが国の社会福祉は、平成 12 年（2000）の「社会福祉法」の制定（「社会福祉事業法」からの改正）により、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

近年では、災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や制度も大きく変化しつつあり、地域福祉を念頭においた法制度の改正が進んでいます。

また、平成 28 年（2016）6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進が求められており、平成 30 年（2018）4 月には、地域共生社会の実現を目指す一環として、改正社会福祉法が施行されることとなっています。

こうした動きを受け、青森県では平成 29 年（2017）3 月に「青森県地域福祉支援計画（第 2 次）」を策定し、「\*青森県型地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体の積極的な参加による地域づくりなどに取り組むこととしています。

\*青森県型地域共生社会：

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築を目指し、青森県が進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムに「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた包括ケアシステムの深化を図るものです。



図表 (参考) 近年の福祉に関する主な法律の状況

施行年	法律名
平成12年 (2000)	介護保険法 社会福祉法 (社会福祉事業法からの改正) 児童虐待の防止等に関する法律
平成13年 (2001)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成15年 (2003)	次世代育成支援対策推進法
平成18年 (2006)	障害者自立支援法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年 (2012)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成25年 (2013)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) (障害者自立支援法からの改正)
平成26年 (2014)	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法 介護保険法改正 生活困窮者自立支援法
平成28年 (2016)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)
平成30年 (2018)	社会福祉法改正 (4月施行)

図表 地域共生社会について

## 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

## 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化: 高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

## 地域丸ごとのつながりの強化

## 専門人材の機能強化・最大活用

資料: 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料

## 2 地域福祉について

地域福祉とは、地域に暮らす住民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として住み慣れた地域に暮らし、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような地域社会をつくりあげていくことをいいます。

したがって、地域福祉を進めていくためには、すべての住民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するなど、行政だけではなく、住民や地域で活動する団体、事業者が様々な情報を共有し、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

現在、保健福祉に関する分野別の計画は、主に「高齢者」「障がいのある人」「子ども」等の対象ごとに策定されていますが、地域福祉計画は「地域」という視点から、住民とともに地域において支援を要する様々な人の生活を支えていくための計画です。

そのため、保健福祉の分野に限らず、防災、防犯、生きがづくり等、様々な場面で住民同士が見守り、助け合いながら生活できる身近な生活環境づくりが求められます。



### 3 計画の位置付け・計画期間

#### (1) 計画の位置付け

##### ① 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

#### 第 107 条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

参考までに、社会福祉法第 107 条に基づく、3 つの事項の具体的な内容を例示します。

#### 具体的な取り組み (例)

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
  - 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
  - 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
  - サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援 (インフォーマルサービス) が地域で連携するための体制づくり
  - 民間事業者や NPO 法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
  - 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 地域住民、福祉活動団体、NPO 法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
  - 地域福祉を推進する人材の育成・確保

また、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のための社会福祉法の改正（平成 30 年（2018）4 月）、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」、「生活困窮者自立支援法策について必要な事項」も盛り込む事項として追加されています。

この具体的な事項としては、次のような内容があたります。

そのため、新たに策定する地域福祉計画を保健福祉の上位計画として位置付け、必要な事項を定めます。

#### 法改正、通知の概要と具体的な取り組み(例)

##### 1 社会福祉法の改正（平成 29 年（2017）6 月 2 日公布）

##### ① 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めること。（第 106 条の 3 関係）

（具体的な事業の例示）

- 地域活動への参加促進支援
- 地域活動拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施
- 身近な相談支援体制の整備
- 地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備

##### ② 市町村地域福祉計画の記載事項の追加。（2 項目項目）（第 107 条関係）

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

##### 2 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

- 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等

##### 3 生活困窮者自立支援方策について必要な事項

- 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能

## ② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第 4 条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、社会福祉協議会において策定することとなります。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決を目指して、住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

（参考）社会福祉法（抄）

### 第 4 条（地域福祉の推進）

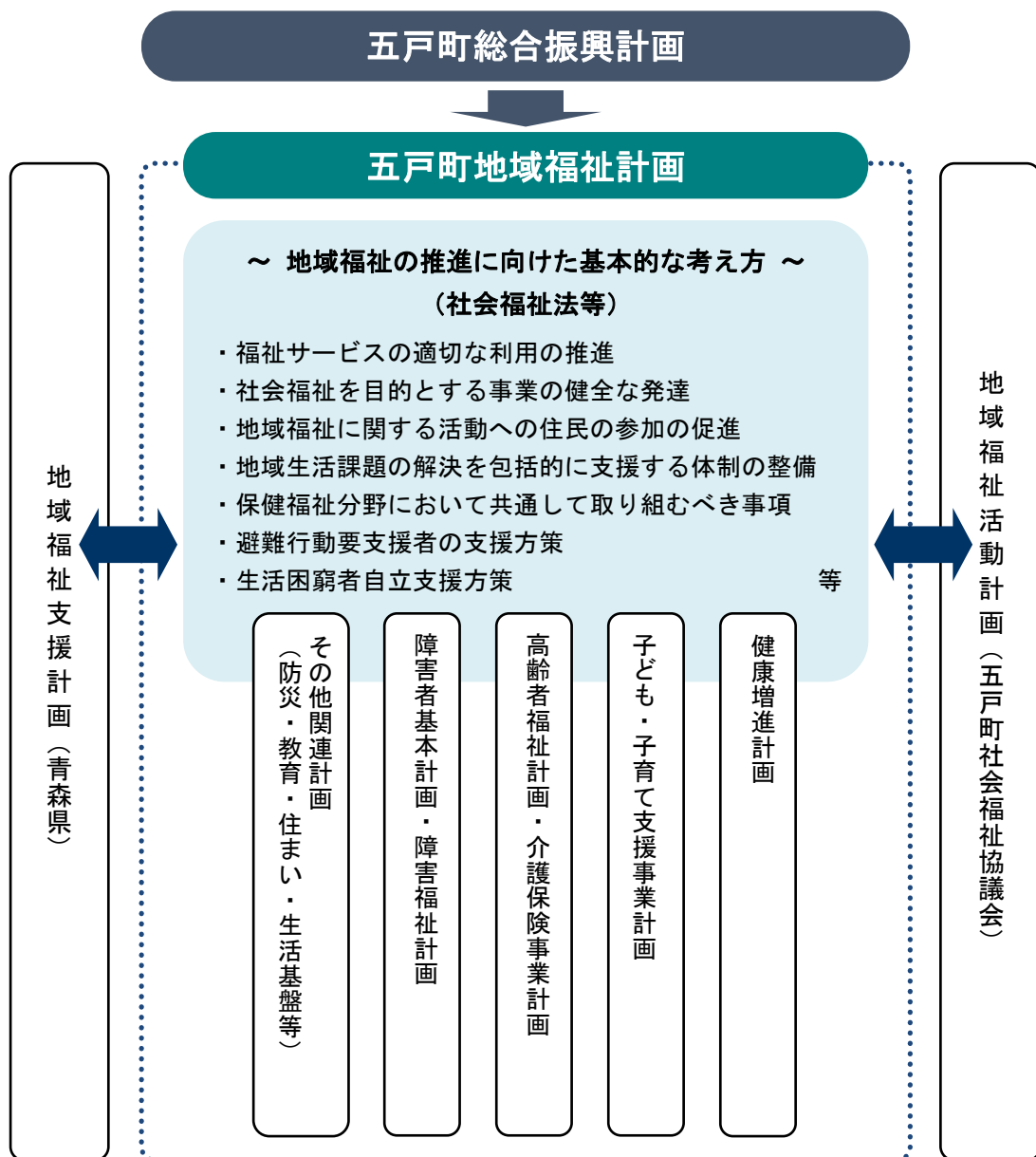
地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## (2) 分野別計画との関係

本計画は、「五戸町総合振興計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定め、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

また、本町の地域福祉を推進するうえで両輪となる計画として、地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図

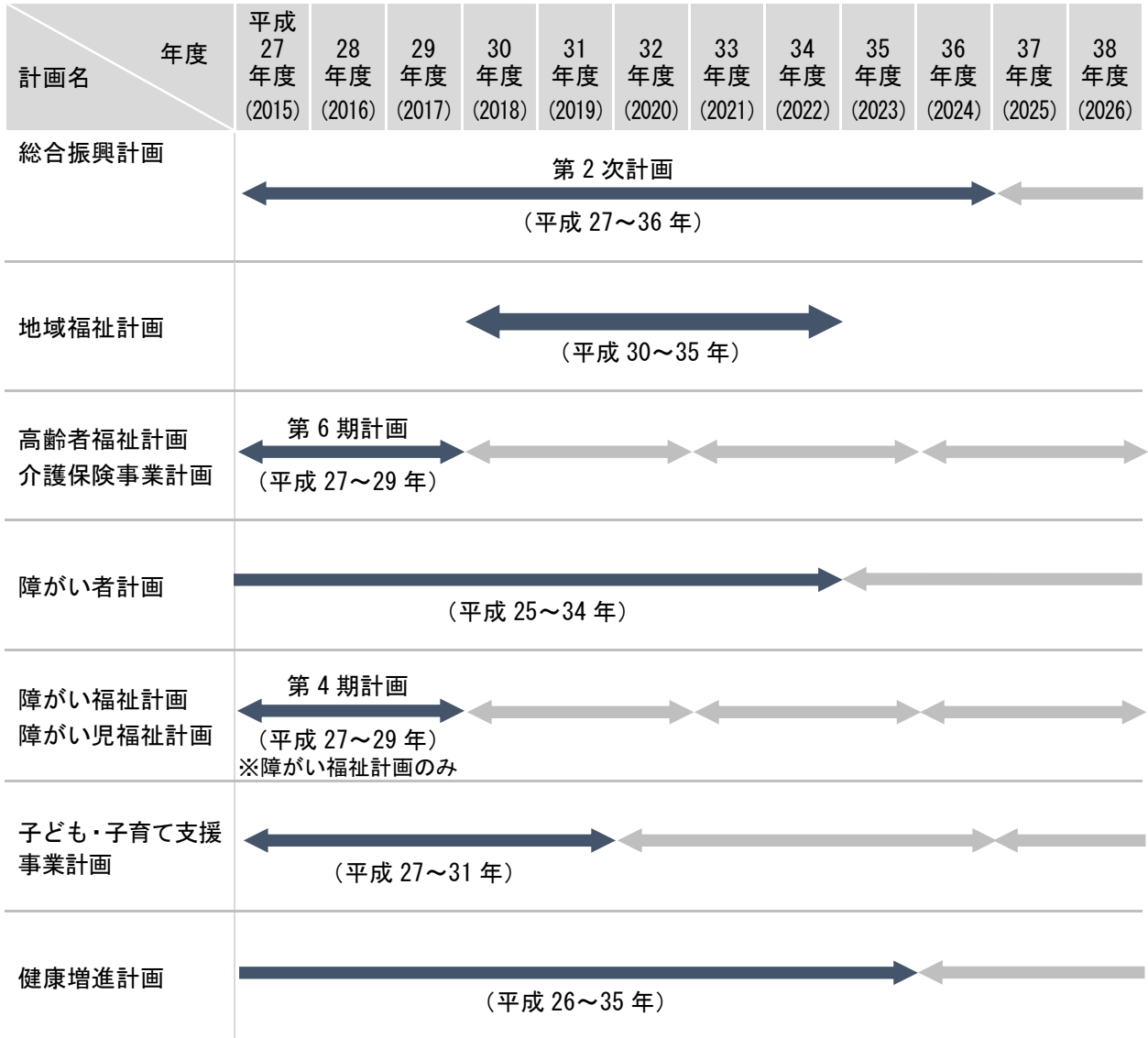


### (3) 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度（2018）から平成 34 年度（2022）までの 5 年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 主な計画と計画期間



## (4) 策定体制

本計画の策定にあたっては、住民へのアンケート調査及び策定委員会を実施し、計画への意見の反映に努めました。

### ① アンケート調査

アンケート調査は、本計画の策定にあたり、互いに支え合う地域福祉の実現に向けて、住民の皆さんの意見、要望等を収集し、計画に反映させることを目的として実施し、計画に反映するよう努めました。

#### 《 調 査 概 要 》

- 調査対象：五戸町内にお住まいの16歳以上の方
- 抽出方法：性別、年齢、地域を勘案して、2,000名を抽出
- 調査内容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
- 調査期間：平成29年5～6月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配布数	回収数	回収率
2,000票	810票	40.5%

### ② 策定委員会

本計画の策定にあたっては、地域住民や地域活動団体に対するアンケート調査等により、地域福祉に関する課題や意見を把握し、計画案に対する地域の意見を反映させました。

また、地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者や公募の住民などで構成する「五戸町地域福祉計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。





## 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題



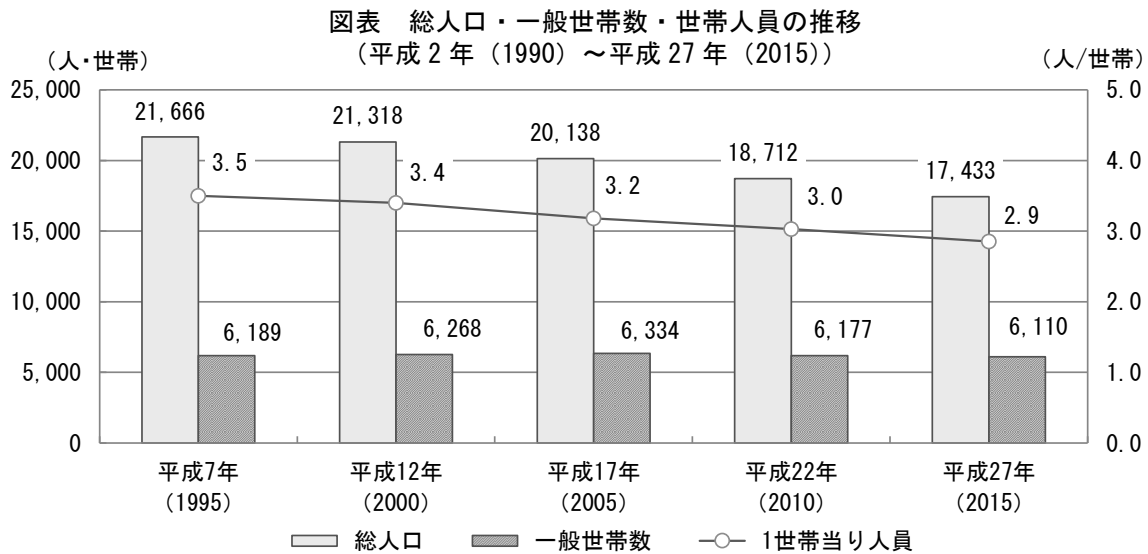
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

### 1 五戸町の概況

#### (1) 人口・世帯

国勢調査による平成2年（1990）から平成27年（2015）の本町における総人口、一般世帯数、世帯人員の推移をみると、平成27年（2015）における総人口は、22,525人となっており、平成2年（1990）の総人口と比較すると、約25,000人、26.4%減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一方、一般世帯数は増加推移にありましたが、平成17年（2005）に減少に転じ、平成27年（2015）の一般世帯数は6,110世帯、一世帯当たり人員は2.9人と減少が進んでいます。



年次	人口 (人)				世帯	
	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	一般世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人/世帯)
平成2年 (1990)	22,525	4,257	14,659	3,609	5,965	3.8
7年 (1995)	21,666	3,539	13,810	4,317	6,189	3.5
12年 (2000)	21,318	3,123	13,083	5,112	6,268	3.4
17年 (2005)	20,138	2,493	12,085	5,560	6,334	3.2
22年 (2010)	18,712	1,994	11,023	5,695	6,177	3.0
27年 (2015)	17,433	1,689	9,541	6,191	6,110	2.9

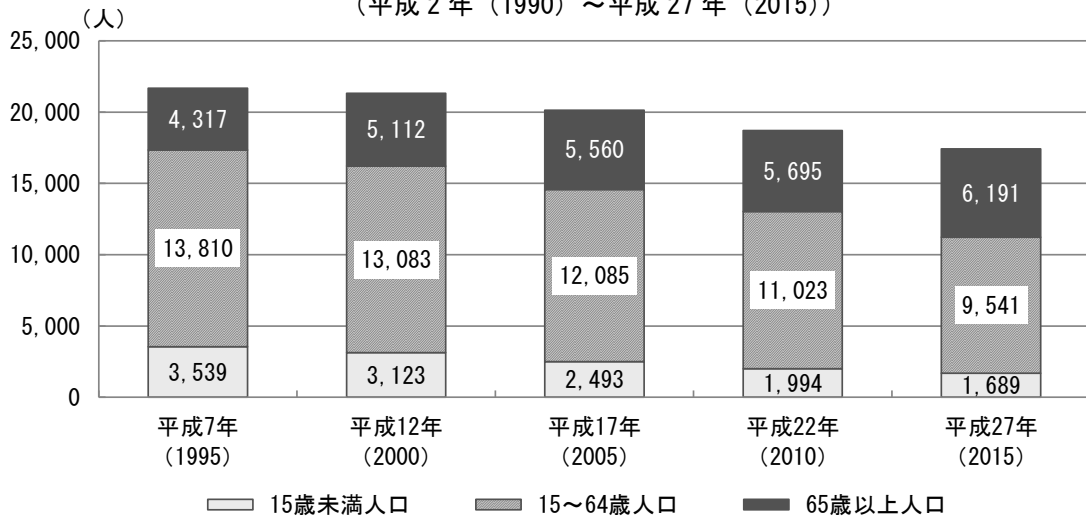
※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：国勢調査

### ① 年齢別人口

国勢調査による年齢別（3区分）の人口推移では、平成27年（2015）と平成2年（1990）時点とを比較すると、15歳未満人口（2,568人減）、15～64歳人口（5,118人減）が減少する一方で、65歳以上人口は、1.7倍（2,582人増）に増加しており、総人口の減少が進むなかで、少子高齢化の進行していることがうかがえます。

図表 年齢別人口（3区分）の推移  
（平成2年（1990）～平成27年（2015））



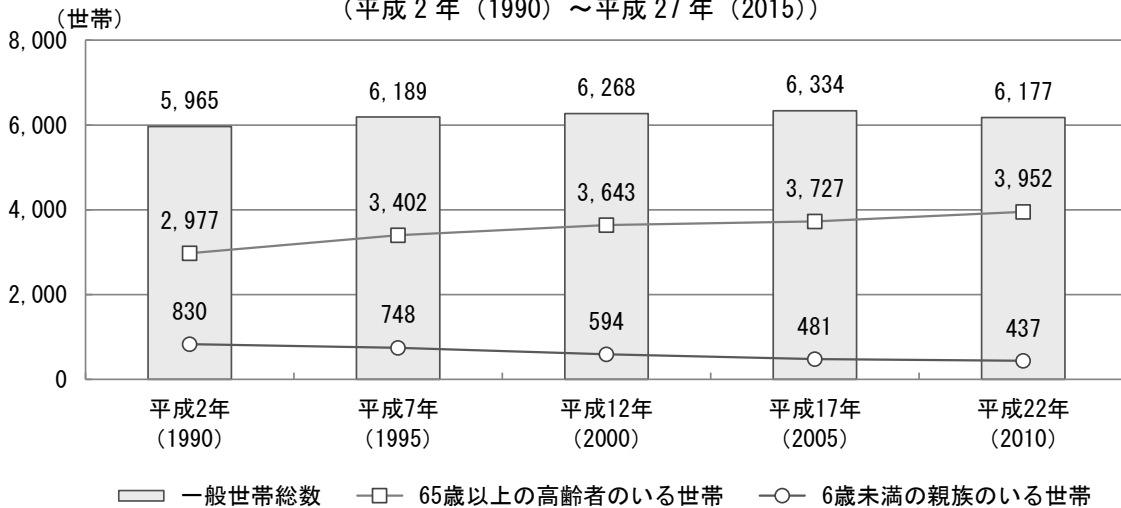
資料：国勢調査

### ② 65歳以上のいる世帯・6歳未満の親族のいる世帯

国勢調査による平成27年（2015）の65歳以上の高齢者のいる世帯は3,952世帯であり、一般世帯の64.7%を占めています。

一方で6歳未満の親族のいる世帯は437世帯となっており、世帯内での人員の減少とともに、高齢世帯の増加、子育て世帯の減少がうかがえます。

図表 65歳以上のいる世帯・6歳未満の親族のいる世帯の推移  
（平成2年（1990）～平成27年（2015））

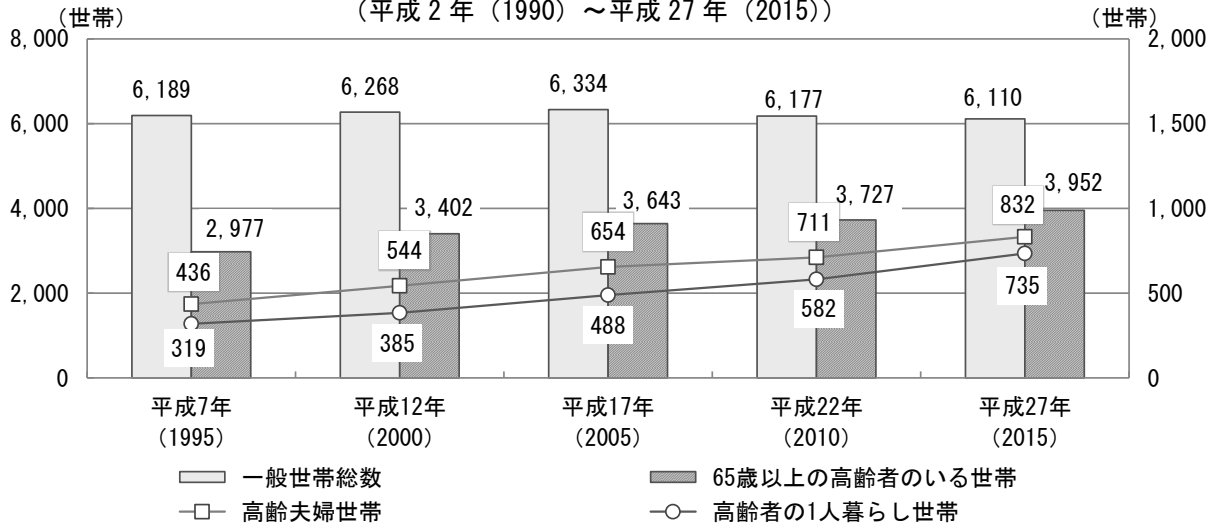


資料：国勢調査

### ③ 高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯

国勢調査による平成27年(2015)の高齢夫婦世帯は832世帯、高齢者の一人暮らし世帯は735世帯となっており、平成2年(1990)以降の推移では、一般世帯数が減少するなかで、高齢夫婦世帯、高齢者の一人暮らし世帯は、約3倍に増加しています。

図表 高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯の推移  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



資料：国勢調査

## (2) 人口移動

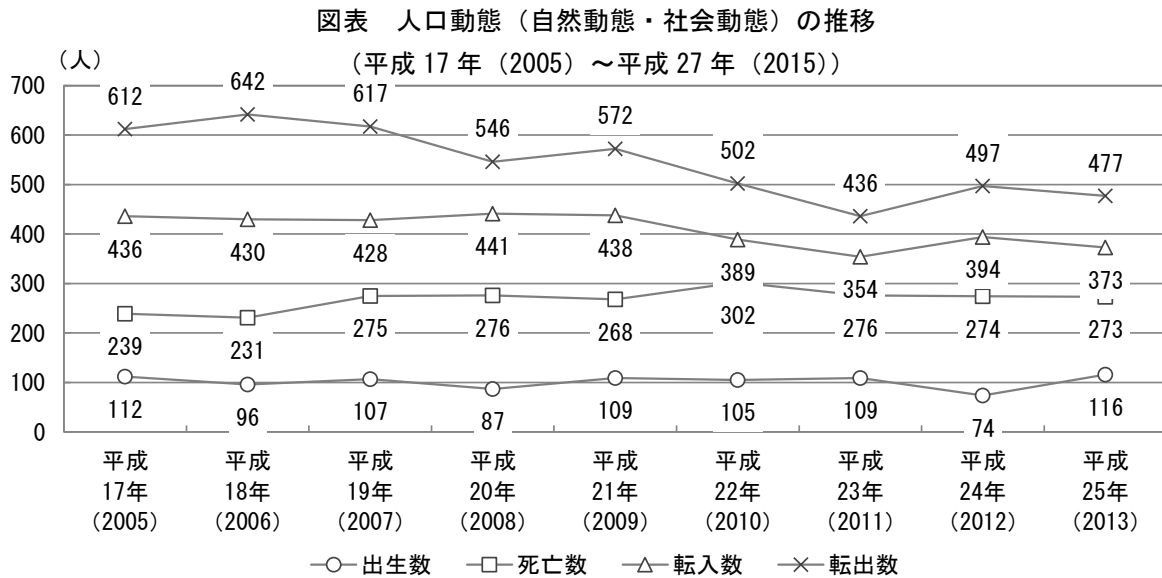
平成17年(2005)から平成27年(2015)の人口移動の状況をみると、自然動態(出生・死亡)については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約170人の自然減が続いています。

こうした背景には、平均寿命の延びによる高齢者の増加、出生率の低下、母親世代人口の減少等が考えられます。

また、社会動態(転入・転出)では、年度による増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り、年平均で約130人の社会減が続いています。

転出者には、前項の人口構造による推移から、進学・就職のために町外に転出する若年層が多く含まれることが見込まれます。

このような若年層の町外流出は、社会動態の減だけではなく、自然動態の減にも大きく影響していることが人口減少の特徴と考えられ、自然減、社会減による人口減は、年平均で約300人の減少となっています。



年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減(人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成17年(2005)	112	239	△127	436	612	△176	△303
18年(2006)	96	231	△135	430	642	△212	△347
19年(2007)	107	275	△168	428	617	△189	△357
20年(2008)	87	276	△189	441	546	△105	△294
21年(2009)	109	268	△159	438	572	△134	△293
22年(2010)	105	302	△197	389	502	△113	△310
23年(2011)	109	276	△167	354	436	△82	△249
24年(2012)	74	274	△200	394	497	△103	△303
25年(2013)	116	273	△157	373	477	△104	△261
26年(2014)	91	272	△181	364	436	△72	△253
27年(2015)	80	238	△158	336	450	△114	△272

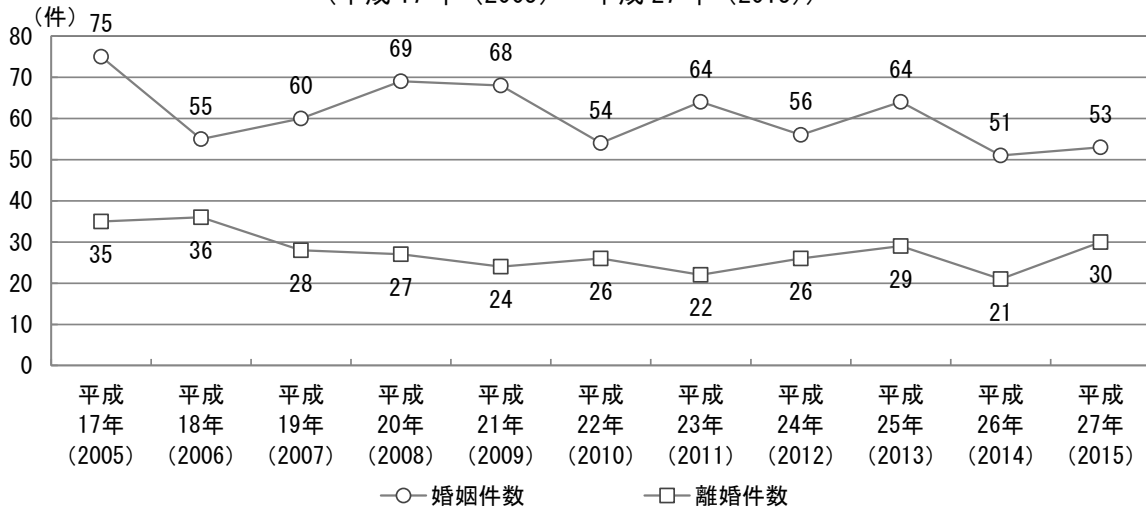
資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

### (3) 婚姻・離婚

平成17年(2005)から平成27年(2015)の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は約60件、離婚件数は約30件となっています。

なお、参考として平成27年(2015)における県の初婚年齢の平均は、男性が30.6歳(全国31.1歳)、女性が28.9歳(全国29.4歳)となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移  
(平成17年(2005)～平成27年(2015))



資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

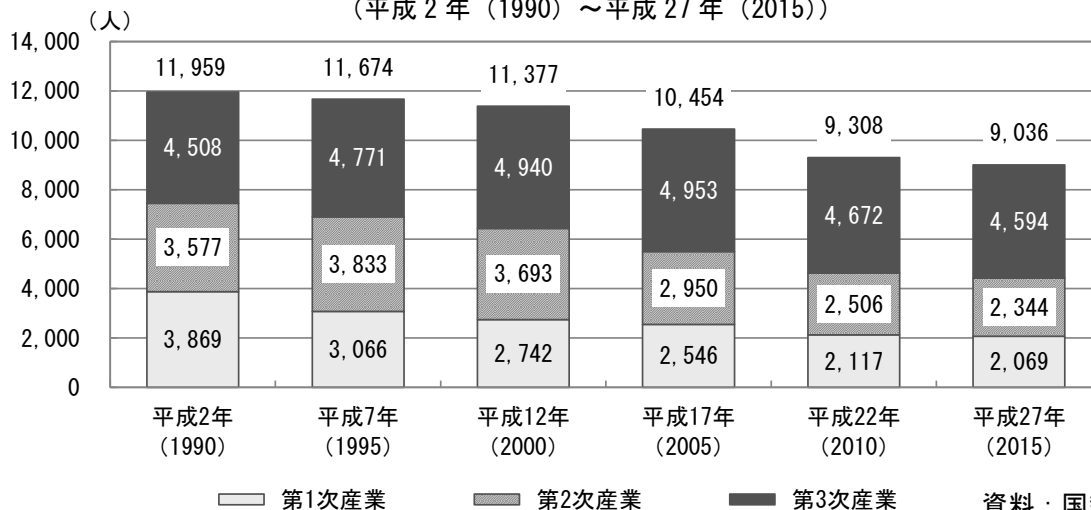
### (4) 産業・労働力

#### ① 産業構造(就業人口)

国勢調査による就業者総数は、平成2年(1990)から平成27年(2015)にかけて減少推移しており、平成27年(2015)の就業者は9,036人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少していますが、特に第1次産業は平成2年(1990)の約半数(1,800減)となっています。

図表 産業構造(就業人口)の推移  
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



資料：国勢調査

図表 産業構造（就業人口）の推移  
（平成2年（1990）～平成27年（2015））

年次	就業人口（人）				
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
平成2年（1990）	11,959	3,869	3,577	4,508	5
7年（1995）	11,674	3,066	3,833	4,771	4
12年（2000）	11,377	2,742	3,693	4,940	2
17年（2005）	10,454	2,546	2,950	4,953	5
22年（2010）	9,308	2,117	2,506	4,672	13
27年（2015）	9,036	2,069	2,344	4,594	29

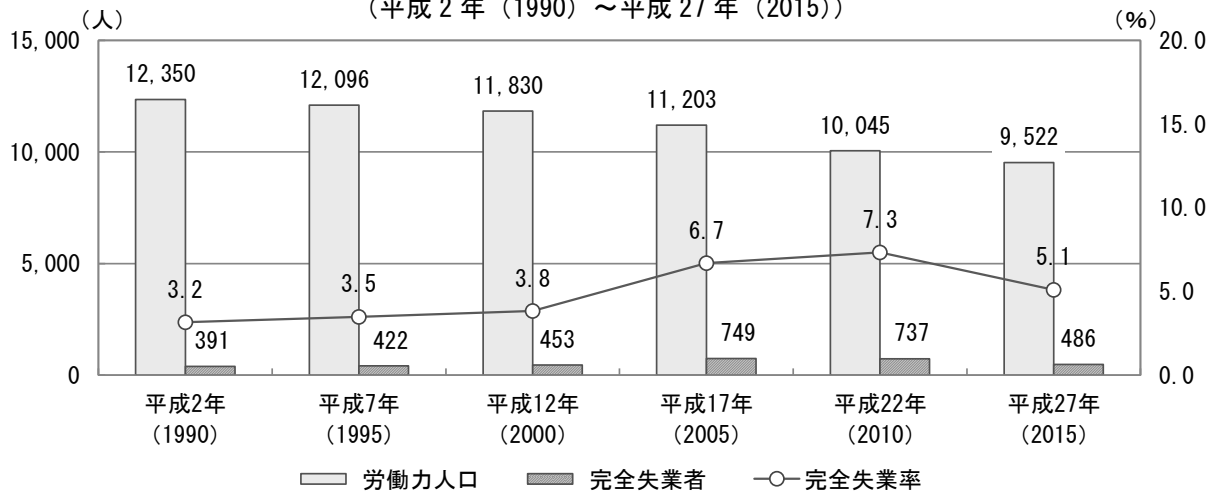
資料：国勢調査

## ② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成27年（2015）は9,522人となっています。

また、平成27年（2015）の完全失業者数は486人、完全失業率は5.1%であり、平成22年（2010）と比較すると減少しているものの、完全失業者数は、平成22年（1990）の約1.2倍となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移  
（平成2年（1990）～平成27年（2015））



年次	労働力（人）			完全失業率 (%)
	労働力人口	就業者数 (人)	完全失業者数 (人)	
平成2年（1990）	12,350	11,959	391	3.2
7年（1995）	12,096	11,674	422	3.5
12年（2000）	11,830	11,377	453	3.8
17年（2005）	11,203	10,454	749	6.7
22年（2010）	10,045	9,308	737	7.3
27年（2015）	9,522	9,036	486	5.1

資料：国勢調査



## 2 地域福祉にかかる現状と課題整理

### (1) 子ども・子育て

本町における近年の出生者数は、平成26年(2014)以降、減少推移となっており、平成28年(2016)の出生者数は84人となっています。

また、保育所等、幼稚園、小学校、中学校の在所(園)者、児童生徒数についても各年で増減がみられますが、概ね減少推移となっています。

図表 出生者数の推移(再掲)

区 分	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)
出生者数(人)	109	74	116	91	80	84

資料：青森県保健統計年報-人口動態統計

図表 保育所等の推移

区 分	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)
保育所等在所者数(人)	389	383	374	402	385	335

資料：社会福祉施設等調査

図表 児童生徒数の推移

区 分	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)
幼稚園在園者数(人)	90	83	82	80	76	74
小学校児童数(人)	824	804	766	758	730	698
中学校生徒数(人)	523	482	458	421	412	418

資料：学校基本調査

### (2) 高齢者(要介護認定者)

高齢化が進むなかで、本町の高齢者数は増加しており、後期高齢者(75歳以上)が前期高齢者(65~74歳)を上回りながら推移しています。

また、介護保険の要介護(要支援)認定者数は、平成28年3月末現在で1,175人、認定率は18.5%を占め、年々増加しています。

図表 高齢者の推移

区 分	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)
65歳以上人口(人)	5,745	5,860	5,970	6,124	6,219	6,346
前期高齢者(人)	2,512	2,553	2,606	2,749	2,840	2,908
後期高齢者(人)	3,233	3,307	3,364	3,375	3,379	3,438

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

図表 要介護認定者・認定率の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
要介護認定者数 (人)	1,104	1,118	1,135	1,154	1,163	1,175
要支援 (人)	258	253	263	245	245	225
要介護	846	865	872	909	918	950
65 歳以上に占める割合 (%)	19.2	19.1	19.0	18.8	18.7	18.5

資料：福祉保健課 各年 3 月末現在

### (3) 障がい者 (手帳所持者)

本町の障害者数 (手帳所持者等) は各年度で増減がみられ、平成 28 年 (2016) 3 月末現在、身体障害者手帳交付者は 910 人、愛護手帳 (知的障害者の手帳) 交付者が 193 人、精神障害者保健福祉手帳交付者が 143 人となっています。

図表 障害者 (手帳所持者等) の推移

区 分	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
手帳所持者数 (人)	1,211	1,214	1,239	1,229	1,234	1,246
身体障害者手帳 (人)	886	888	912	896	906	910
愛護手帳 (人)	184	189	191	188	189	193
精神障害者保健福祉手帳 (人)	141	137	136	145	139	143

資料：福祉保健課 各年 3 月末現在

### (4) 生活保護

平成 28 年 (2016) 3 月末現在の生活保護受給世帯数は 147 世帯で、保護人員 203 人となっています。保護世帯は平成 27 年 (2015) 以降、減少がみられますが、保護人員は増加しています。

図表 生活保護受給世帯・人員・保護率の推移

区 分	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
保護世帯 (世帯)	139	149	158	148	147
保護人員 (人)	177	197	207	198	203

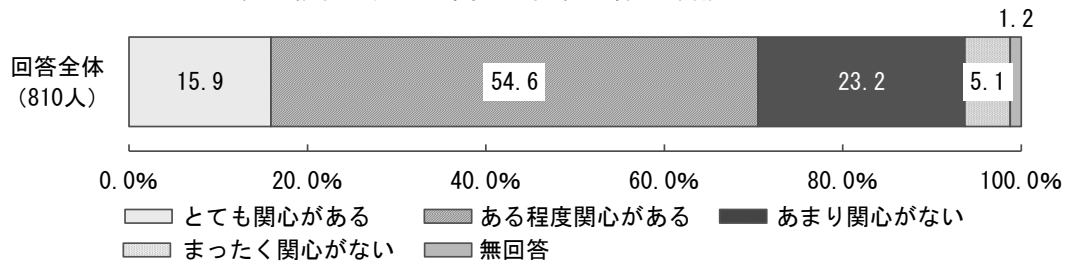
資料：福祉保健課 各年 3 月末現在

### 3 地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識

#### (1) 福祉全般への関心・福祉との関わり

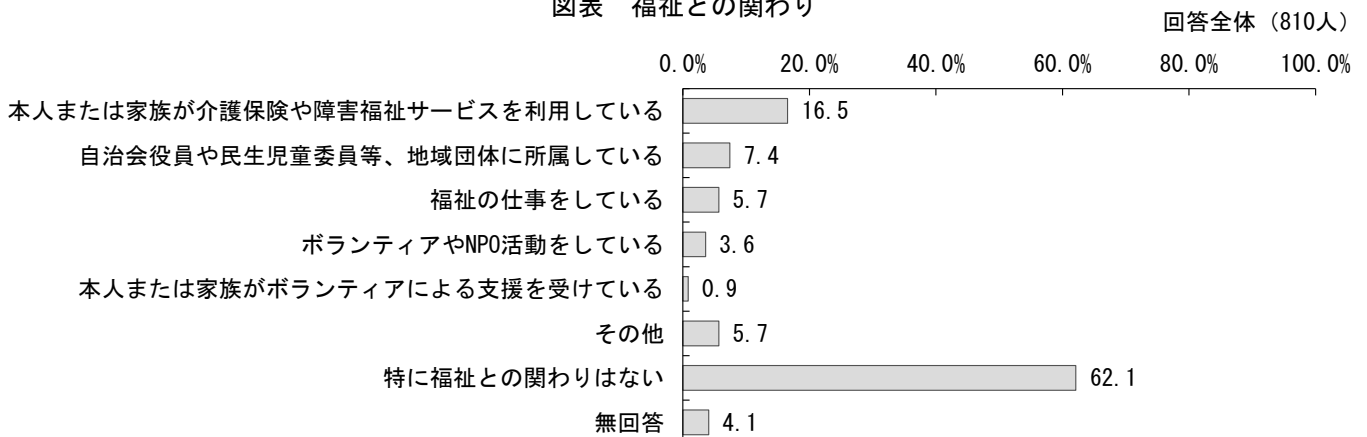
- 回答者の福祉全般への関心は、「とても関心がある」(15.9%)、「ある程度関心がある」(54.6%)を合わせた福祉全般に“関心がある”と回答した割合は7割(70.5%)、「あまり関心がない」(23.2%)、「まったく関心がない」(5.1%)を合わせた福祉全般に“関心がない”と回答した割合はとなっています。

図表 福祉全般への関心 (回答全体・年齢別)



- 福祉との関わりについては、「特に福祉との関わりはない」と回答した割合は62.1%と最も多くなっています。
- 関わりのある方の内容では、「本人または家族が介護保険や障害福祉サービスを利用している」(16.5%)、「自治会役員や民生児童委員等、地域団体に所属している」(7.4%)、「福祉の仕事をしている」(5.7%)の順に上位に挙がっています。

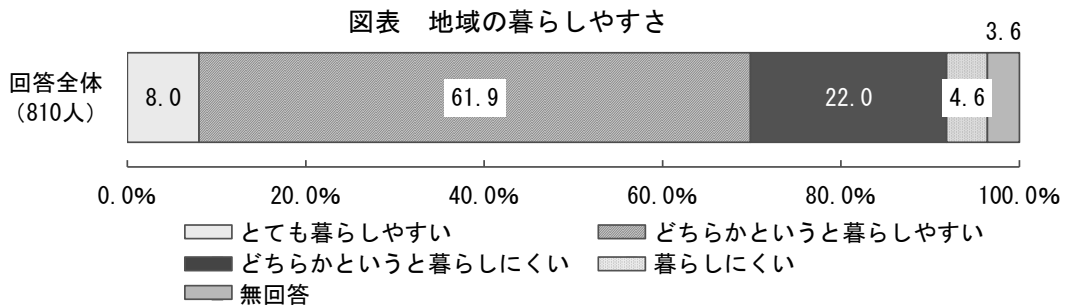
図表 福祉との関わり



※グラフは上位順

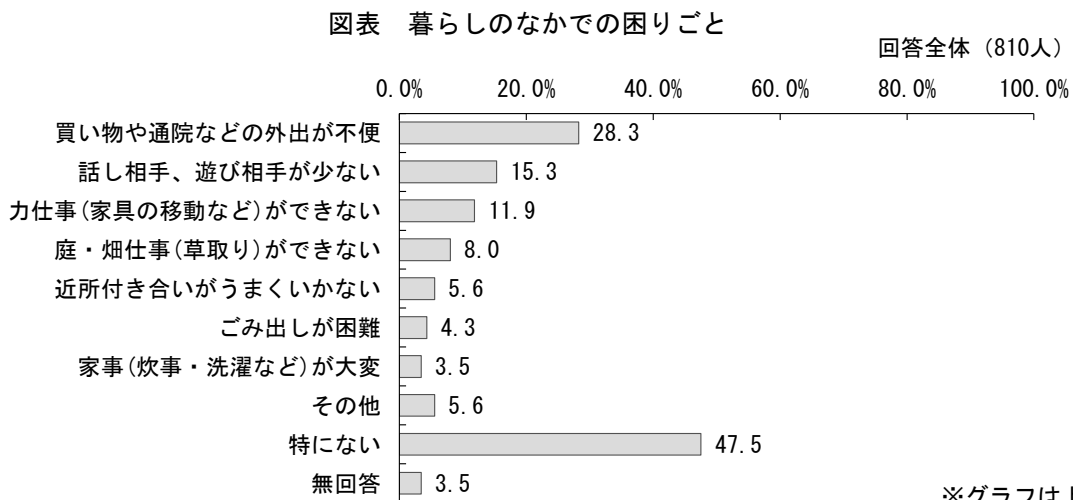
## (2) 地域の暮らしやすさ

- 地域の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」(8.0%)、「どちらかという  
と暮らしやすい」(61.9%)を合わせた7割(69.9%)の方は“暮らしやすい”と感  
じている一方で、「どちらかというと暮らしにくい」(22.0%)、「暮らしにくい」  
(4.6%)を合わせた3割(26.6%)の方は、“暮らしにくい”と感じています。



## (3) 暮らしのなかでの困りごと

- 暮らしのなかでの困りごとについては、「買い物や通院などの外出が不便」(28.3%)、「話し相手、遊び相手が少ない」(15.3%)、「力仕事(家具の移動など)ができない」(11.9%)を上位に挙げています。
- 回答の状況から、暮らしのなかでの困りごとの有無を比較すると、\* “困りごとがある”と回答した割合は49.0%、\* “困りごとはない”と回答した割合は47.5%となっています。

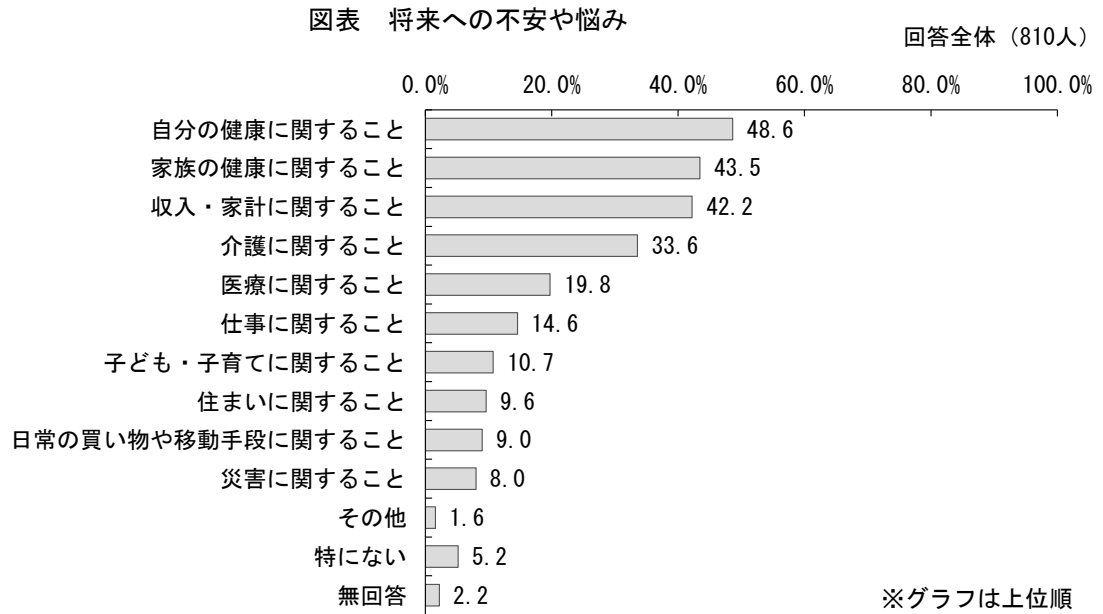


\* “困りごとがある”：選択肢1~8のいずれかに回答した方

\* “困りごとはない”：選択肢9「特にない」と回答した方

#### (4) 将来への不安や悩み

- 将来への不安や悩みについては、「自分の健康に関すること」が48.6%と最も高くなっています。次いで「家族の健康に関すること」(43.5%)、「収入・家計に関すること」(42.2%)が上位に挙がっています。



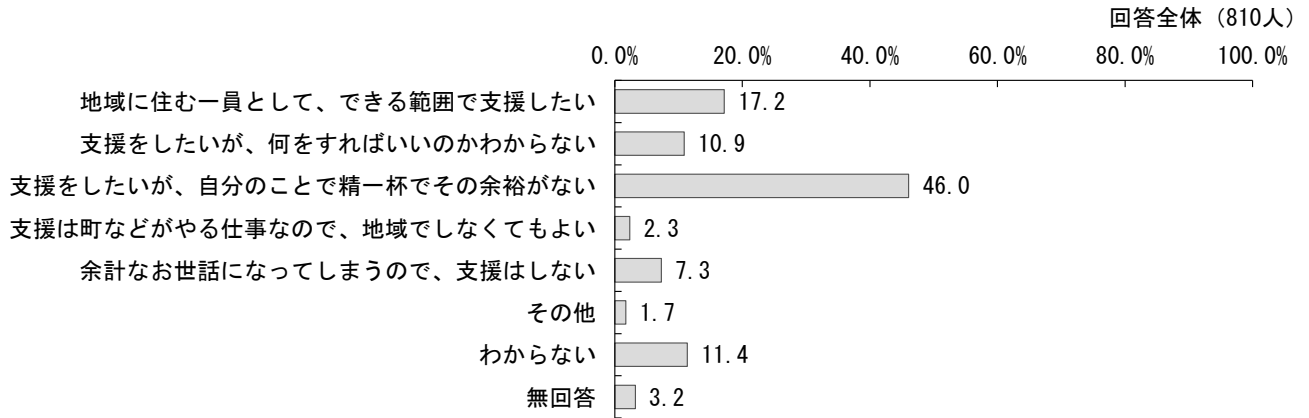
図表 将来への不安や悩み (性別・年齢別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
16～19歳 (n=71)	収入・家計に関すること 52.1%	仕事に関すること 32.4%	家族の健康に関すること 31.0%
20～29歳 (n=68)	収入・家計に関すること 54.4%	家族の健康に関すること 45.6%	子ども・子育てに関すること 36.8%
30～39歳 (n=77)	収入・家計に関すること 53.2%	家族の健康に関すること 42.9%	子ども・子育てに関すること 41.6%
40～49歳 (n=80)	収入・家計に関すること 52.5%	自分の健康に関すること 33.8%	家族の健康に関すること 33.8%
50～59歳 (n=110)	収入・家計に関すること 50.0%	家族の健康に関すること 49.1%	自分の健康に関すること 48.2%
60～64歳 (n=118)	自分の健康に関すること 61.0%	家族の健康に関すること 49.2%	収入・家計に関すること 39.0%
65～74歳 (n=145)	自分の健康に関すること 67.6%	家族の健康に関すること 46.9%	収入・家計に関すること 35.2%
75歳以上 (n=135)	自分の健康に関すること 69.6%	家族の健康に関すること 43.0%	介護に関すること 39.3%

### (5) 地域での支援に対する考え方

- 地域での支援に対する考え方は、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が46.0%と最も高くなっています。

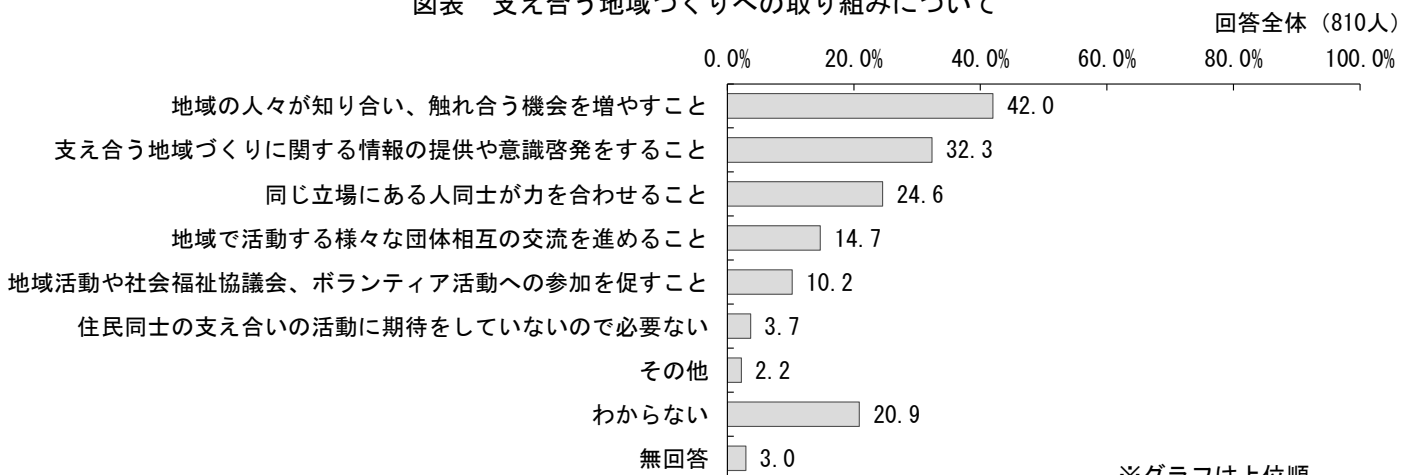
図表 地域での支援に対する考え方



### (6) 支え合う地域づくりへの取り組みについて

- 支え合う地域づくりへの取り組みについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が42.0%と最も高くなっています。次いで「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」(32.3%)、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」(24.6%)が上位に挙がっています。

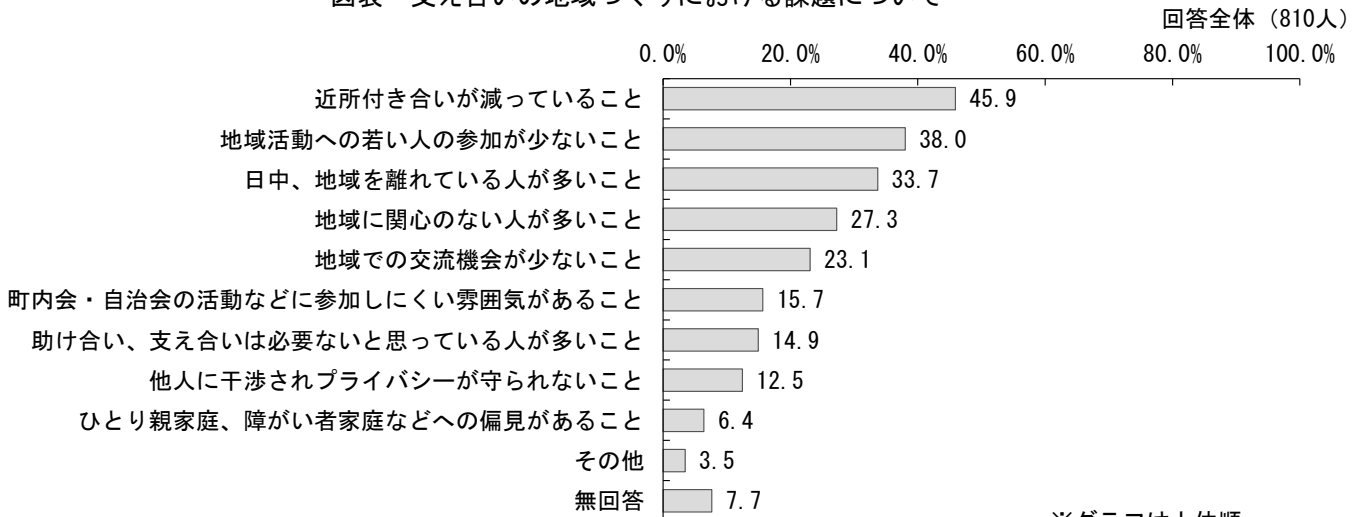
図表 支え合う地域づくりへの取り組みについて



## (7) 支え合いの地域づくりにおける課題について

- 支え合いの地域づくりにおける課題については、「近所付き合いが減っていること」が45.9%と最も多くなっています。次いで「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(38.0%)、「日中、地域を離れている人が多いこと」(33.7%)を上位に挙げています。

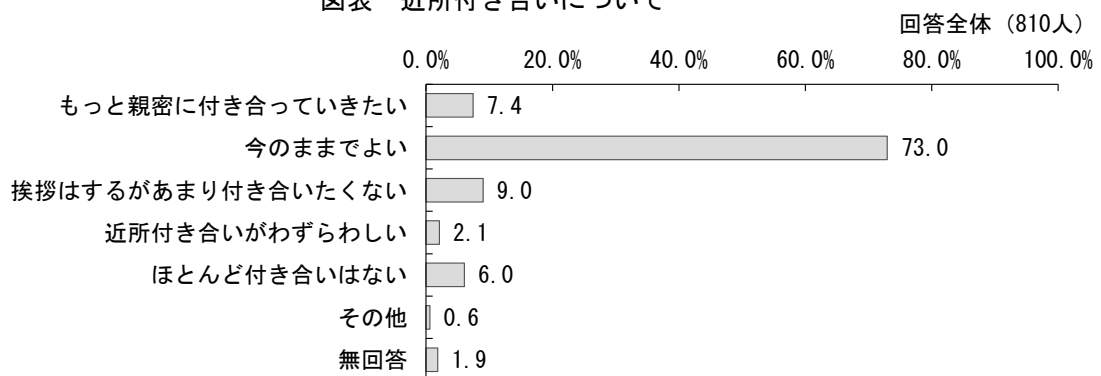
図表 支え合いの地域づくりにおける課題について



## (8) 近所付き合いについて

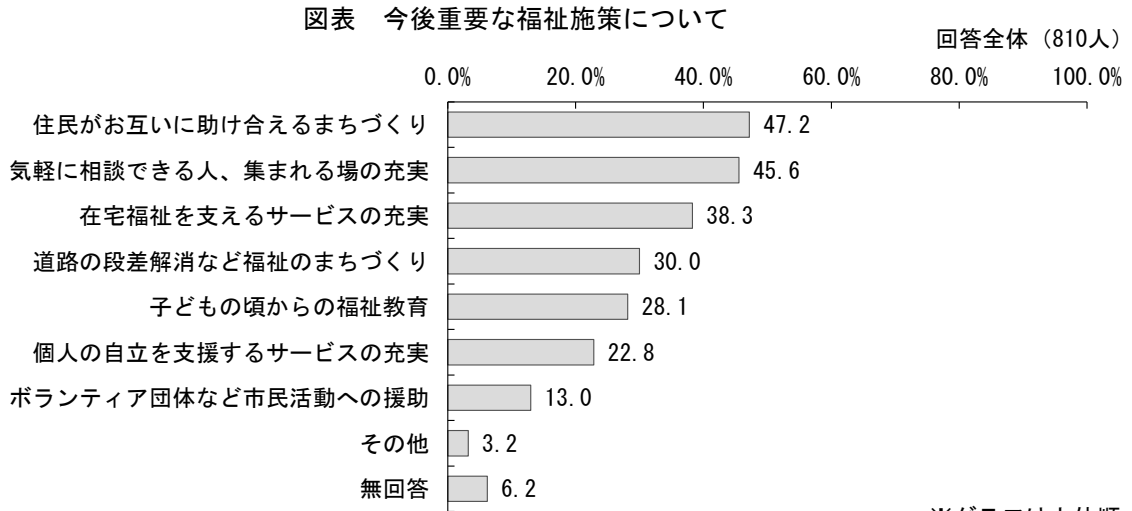
- 近所の方との付き合いについては、「今のままでよい」が73.0%と最も高くなっています。

図表 近所付き合いについて



### (9) 今後重要な福祉施策について

- 今後重要な福祉施策については、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が47.2%と最も多く、次いで「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」(45.6%)、「在宅福祉を支えるサービスの充実」(38.3%)を上位に挙げています。





## 4 地域福祉にかかる課題・必要となる取り組み

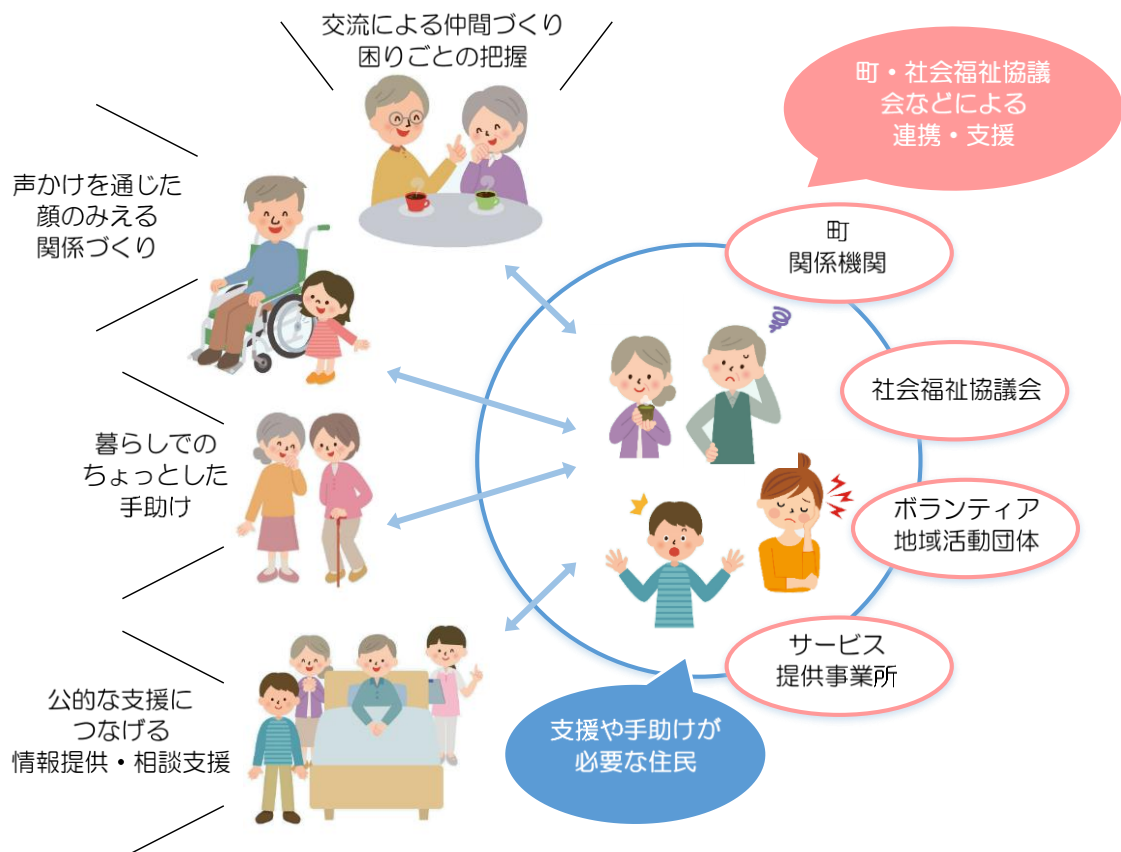
住民の抱える不安は様々ですが、比較的若い世代は「収入・家計」といった経済的な不安に対する充実を望む一方で、年齢が高齢化するなかで、「家族や自身の健康」に不安を感じ、支援の充実を望んでいます。

核家族化、少子高齢化の進行とともに、こうした自身への不安が高まる傾向は、人と人とのつながりが希薄になるなかで、社会的に孤立するといった課題を裏付ける傾向とみることもでき、地域の支え合いや支援につなげるための重層的な取り組みが求められます。

一方で、町に望む福祉施策として「住民がお互いに助け合えるまちづくり」、「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」、「在宅福祉を支えるサービスの充実」が望まれています。

何らかの手助けや支援を必要としている方々が多く暮らしているなかで、生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がいのある人」、「子ども」といった「対象者」ではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりを持って、公的な福祉サービスを利用しながら、互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

図表 地域の支え合いイメージ



また、今後、総人口の減少や高齢化が一層進むことから、地域福祉の一翼を担ってきた住民活動の停滞が懸念されます。

一方で、子育て不安の増大や高齢者の一人暮らし世帯や高齢夫婦世帯、後期高齢者の増加に伴う福祉ニーズの増大等が予想されます。

こうした本町の状況と今後の課題を踏まえ、社会保障制度の安定とともに、身近で良質な相談体制づくり、関係機関の協力と連携による利用者本位の福祉サービスの供給体制の充実、住民を主体とした地域で支え合う仕組みの強化といった、すべての人が地域で暮らし続けられる環境づくりが求められています。

そこで、地域福祉にかかる課題を次のとおり整理します。

## (1) 地域での支え合い・地域活動への参加促進に関する課題

- 多くの住民が福祉を身近に感じられるよう意識向上の取り組みが必要であり、学校教育、家庭、地域活動を通じた多様な機会が求められています。
- 小中学校等の福祉教育については、身近な地域において子どもから高齢者までの交流や、地域の福祉施設と連携し、福祉課題について学ぶ場をつくることなども重要となります。
- 今後、地域福祉推進のためには、多くの担い手が必要となってくることから、福祉意識の醸成のための福祉教育の推進や地域福祉についての広報・啓発や隣近所、異世代間、団体間の交流を深める必要があります。また、様々な地域福祉の担い手がより効果的に連携できる仕組みづくりなどを進め、身近な地域での福祉活動の担い手となる多様な人材の育成やボランティア活動の活性化を図り、地域福祉力を高める取り組みが求められます。

## (2) 福祉サービスの利用に関する課題

- 困ったときにいつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。
- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手しやすい仕組みが重要であり、適切な情報やサービスを提供できるよう、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実が求められています。
- 特に若い世代ではインターネット等を通じて“情報を探しやすくする”こと、年齢層が高まるとともに、民生委員児童委員や回覧板等“情報を受けやすくする”ことが求められます。
- 権利擁護に関しては、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」との回答が半数以上を占めることから、安心して福祉サービスを利用できるようにするために、利用者の権利擁護に取り組み、福祉サービスにかかる利用援助事業や成年後見制度の活用などを図りつつ、住民生活を支援していく必要があります。

### (3) 住み慣れた地域で暮らしていくための環境づくりに関する課題

- 地域における関わりや支え合いが希薄になるなかで、これからの近所付き合いでは「今のままでよい」と回答した割合が7割(73.0%)を占めるなど、親密な関わりよりも程よい関係性の持続が望まれています。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために、いざというときには助け合うことの必要性を感じている住民が多く、今後は地域を中心に支援の必要な方の見守りや支え合い活動を通じて課題の解決や様々な支援につなげていくことが求められます。
- 今後、高齢化により、より多くの人の生活の中心が職場から地域に移っていく。人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まるなか、地域において、支え合いの意識や寄り添う人材の育成など、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要となります。

### (4) 制度の狭間にある住民への対応

- 住民のなかには、孤立した子育て中の保護者、児童虐待や高齢者虐待のおそれのある家庭、不登校やひきこもっている家族のいる家庭、基礎年金だけで生活する高齢者など、支援サービスを利用したくてもできない、あるいは、困っていてもどうしたらよいかわからない人など、国の各種制度の狭間にある住民もいます。
- 地域福祉では、個別計画の対象とならない住民や複数の課題を重層的に抱える方などを発見し、早い段階から支援につないでいく仕組みづくりが求められます。

### (5) 共生社会に向けた取り組み

- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。
- 地域課題の発見と解決、様々な支援につなげる取り組みとして、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど、様々な生活上の困難を抱える住民が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアの理念を普遍化し、多様な福祉ニーズや複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対応するため、切れ目のない「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた検討を進めます。



## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

目指す地域福祉の姿  
(基本理念)

地域のつながりを大切にし、  
ともにつくる安心と暮らしやすい地域づくり

本町の地域福祉の現状をみると、少子高齢化が進行するなかで、緩やかに地域と関わりながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らし方を望む意向が高まっています。

一方で、地域や暮らしのなかで生じる福祉課題は、複雑かつ多様化しており、担い手の確保、地域活動の活性化、安全安心に向けた地域活動、関係団体をはじめ、多くの主体による地域福祉への参画、連携強化が重要となっています。

そこで、住民、地域活動団体と行政、関係機関がともに目指す地域福祉の姿（基本理念）を「地域のつながりを大切にし、ともにつくる安心と暮らしやすい地域づくり」とし、身近な地域との緩やかにつながり、誰もが社会的な差別や偏見、疎外感を受けることなく、困ったときには支え合える地域づくりに取り組みます。

また、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら、安心して暮らすとのできる地域づくり（共生社会の実現）を目指します。



## 2 地域福祉の推進に向けた視点

基本理念の実現を目指していくための横断的な視点として、次の 5 つの視点から地域福祉を推進します。

### (1) 場を育てる⇒(居場所づくり)

ひとり暮らし高齢者、介護者のいる世帯、乳幼児のいる保護者などが、地域や家庭で日々の暮らしに不安や孤立を感じたりすることがないように、地域に暮らす人が気軽に集える様々な機会や居場所を広げ、安心して暮らすことのできる環境を整えます。

### (2) 人を育てる⇒(福祉意識の醸成・担い手の育成)

あらゆる世代が福祉を学ぶ機会を通じて、「福祉のこころ」の醸成を図ります。  
また、少子高齢化が進行するなかで、支援を必要とする人を支える人材、地域活動を担う人材が不足するため、担い手となる人材を育成します。

### (3) 活動を育てる⇒(活動の活性化)

地域にある様々な生活課題を“自分自身の課題”、“地域の課題”として捉え、住民をはじめとする多様な主体が地域活動に参加できるよう働きかけます。  
また、町内の様々な自治会やボランティアなど地域活動団体が担い手の高齢化、人材不足によって活動が停滞することのないよう、人材の育成とともに団体間の連携など、活動の活性化につながる取り組みを推進します。

### (4) つながりを育てる⇒(支え合い、協働・連携の仕組みづくり)

地域に暮らす住民の悩みや課題に丁寧に耳を傾け、分野ごとの縦割りではなく個々の課題の関連を意識しながら課題の解決に向けて地域ぐるみで取り組みます。  
協働による地域福祉の推進に向けて、多様な主体によるネットワーク化を進め、これからの時代に予想される様々な課題について包括的に対応できる体制を構築します。

### (5) 安心を育てる⇒(共生社会の形成・暮らしやすい地域づくり)

ライフステージに応じて変化する多様な福祉ニーズに対応しサービスや支援とともに、人権や成年後見、虐待、生活困窮など、広範囲にわたる福祉課題に取り組みます。  
また、災害時の支援、地域の安全など、日常の支え合いや助け合いが、いざというときにも生かされるよう、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。



### 3 基本目標

地域福祉の推進に向けた横断的な視点を踏まえ、基本理念（目指す地域福祉の姿）の実現に向けた基本目標を設定します。

#### 基本目標1：ともに支え合い、助け合う関係づくり

地域が一体となって、“我が事として”地域の福祉課題に取り組むことができるよう、地域福祉に対する理解を深め、地域活動に参加する意識を醸成するとともに、将来にわたり継続的に地域活動に取り組めるよう、活動の場や担い手となる人材を育み、住民同士がともに支え合い、助け合う関係づくりを目指します。

#### 基本目標2：自分らしく暮らすための支援環境づくり

すべての住民が個人として尊重され、権利が守られるとともに、福祉サービスが必要となったときや困ったことに直面したときには、必要な福祉サービスや支援につながる情報や相談が受けられるよう、サービスや支援の体制や提供基盤を整備するなどの安心を育み、自分らしく暮らすための支援環境づくりを目指します。

#### 基本目標3：多様な主体と協働・連携する仕組みづくり

誰もが身近な地域で安心して福祉サービスや支援を受けられるよう、分野を横断して行政、関係団体が連携できる支援体制の構築に取り組みます。

また、住民生活を支える重層的セーフティネットの構築に向けて地域福祉を担う活動や団体、担い手とともに、公的な制度では対応できない困りごとや複合的な課題、いざというときに求められる支援等、複雑化、多様化する福祉課題に対応するつながりを育み、多様な主体と協働・連携する仕組みづくりを目指します。

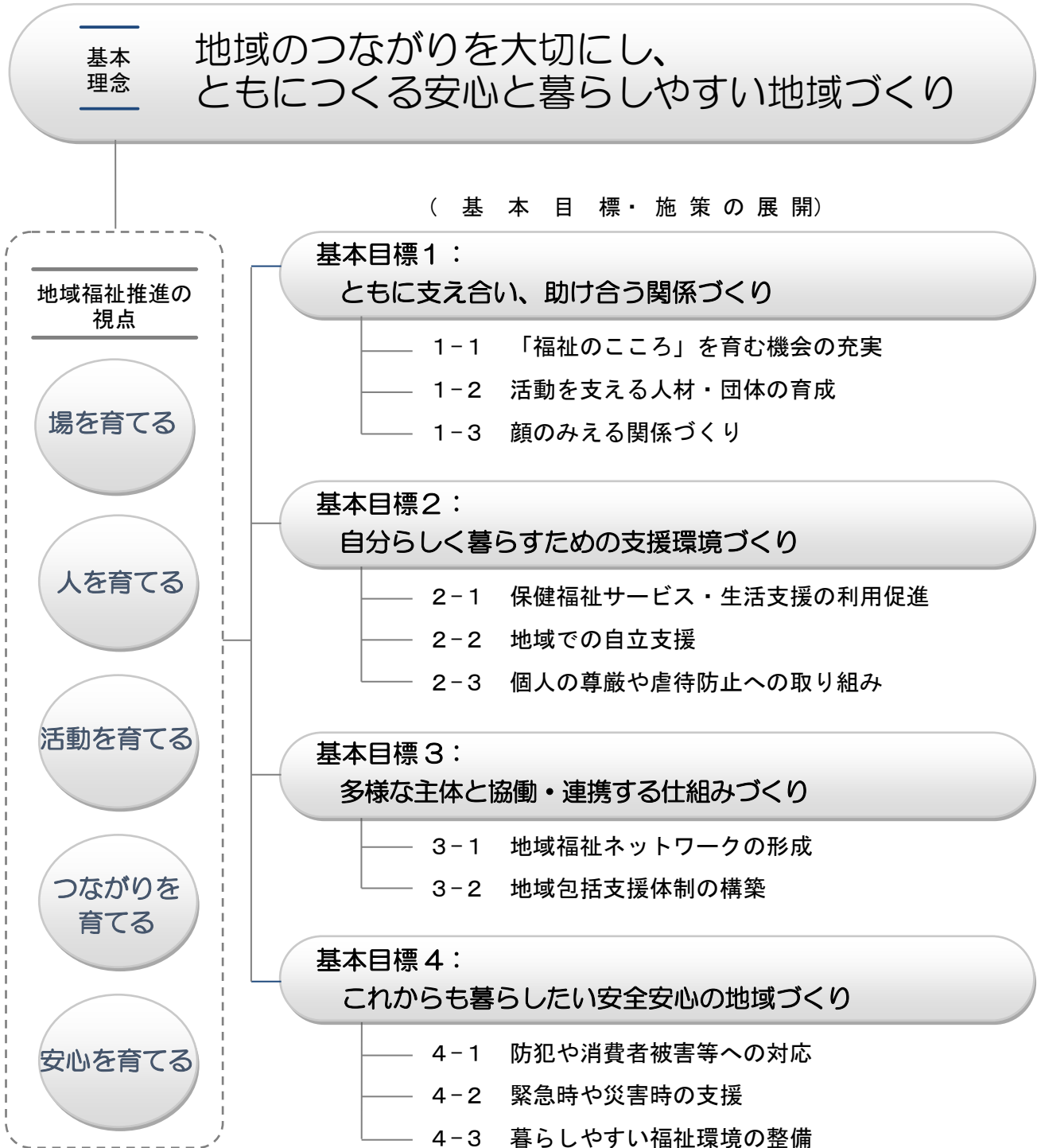
#### 基本目標4：これからも暮らしたい安全安心の地域づくり

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安全安心に暮らせるよう、地域における福祉環境の整備や自然災害、犯罪、交通事故等を未然に防ぐ、ソフト・ハードの両面からの安心を育み、これからも暮らしたい安全安心の地域づくりを目指します。

## 4 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



## 第4章 施策の展開

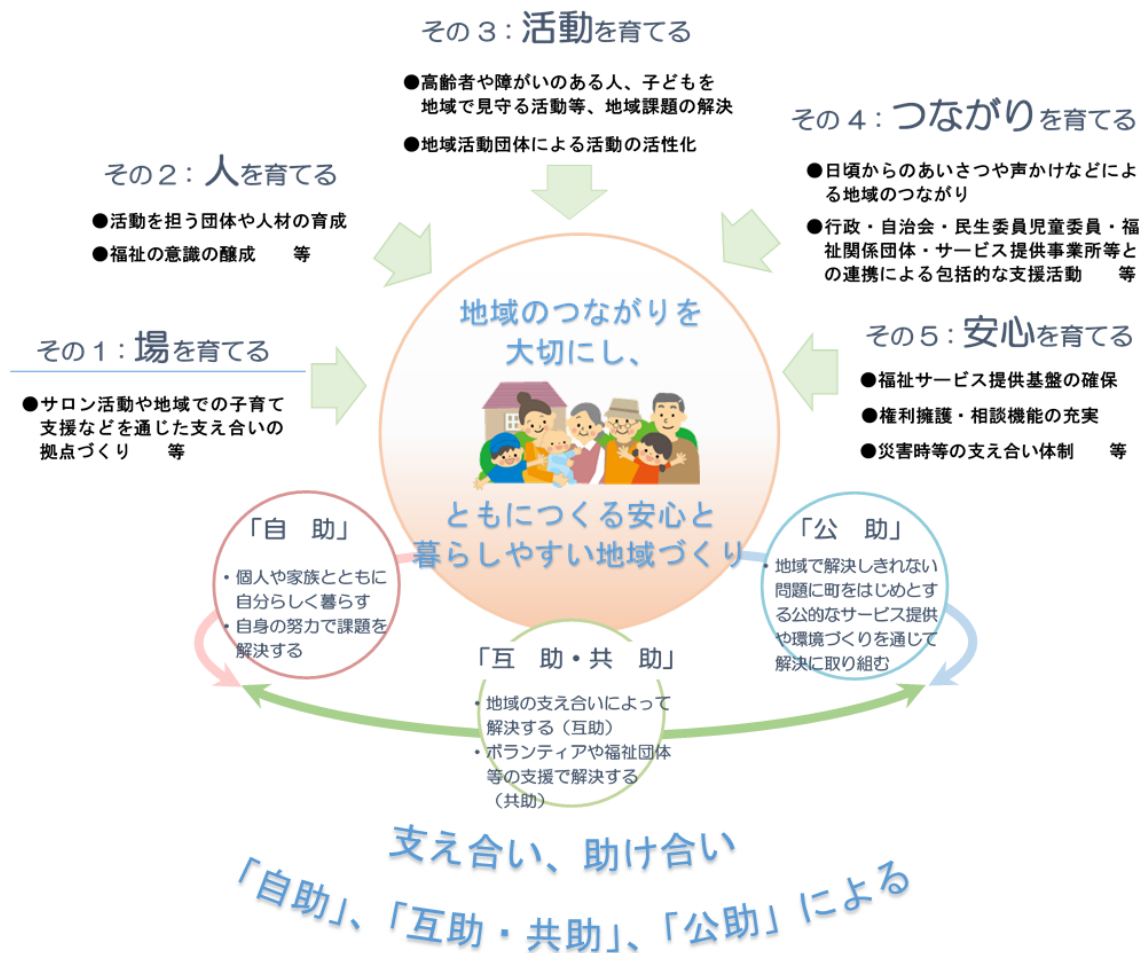


## 第4章 施策の展開

### 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、本計画では、下図に示すように、個人や家族とともに自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題に地域や活動団体が関わる「互助・共助」、地域や関係団体が解決しきれない問題に町をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりを通じて関わる「公助」によって、互いに支え合い、相互に働きかけ合いながら、様々な福祉課題についてより良い方策を見出す取り組みとして進めます。

図表 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）



## 基本目標 1 : とともに支え合い、助け合う関係づくり

### 施策 1-1 「福祉のこころ」を育む機会の充実

#### 施策を取り巻く環境

- 地域における支え合い、助け合いの取り組みが町内各地区で行われるためには、互いに思いやり、助け合う「福祉のこころ」を育むことが大切であり、幼児教育や学校教育、社会教育等、あらゆる機会を捉えて地域福祉意識の醸成を図る必要があります。
- 地域福祉を進めるうえで住民の参画は必要不可欠であり、持続可能な活動としていくために、住民一人ひとりが地域の課題や福祉活動について「我が事」として関心を持てるよう、活動への参加促進が求められます。

#### 施策による取り組み

##### [ 実施方針 ]

- 地域福祉への関心や参加意識を高めるため、広報や学習機会、交流等を通じて「福祉のこころ」の醸成やきっかけづくりを進めます。
- 地域との関わり大切さについて理解を深め、地域での交流や福祉活動への参加を促進します。

##### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 地域でのできごとや高齢者や障がいのある人とふれあいを通じて、支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 地域活動に参加し、取り組んでみましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 1-1-1 : 「福祉のこころ」の醸成

---

地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや交流活動の大切さについて理解を深めるを図ります。

### 1-1-2 : 福祉教育の推進

---

地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、小中学校での福祉教育や地域での様々な活動への参加体験等、子どもの頃からの支え合いや助け合いの意識、思いやりの心の醸成に努めます。

また、生涯学習やをはじめ、イベント開催や広報活動といったあらゆる機会を活用した福祉教育の推進を図り、幅広い世代への「福祉のこころ」の醸成に努めます。

### 1-1-3 : 人権への意識啓発や教育の推進

---

地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し、思い合えるよう、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。

そのほか、家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進め、DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメントなどの性別による差別的な扱いや、暴力の根絶に向けた取り組みをはじめ、人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。

### 1-1-4 : 認知症や障がいへの理解の促進

---

認知症サポーターの養成等を通じて、認知症になっても自分らしく暮らせるよう、認知症の特徴や認知症への対応といった知識の周知、啓発に努めます。

また、広報や交流機会等を通じて、様々な障がいに対する住民の理解を深める取り組みを推進します。

### 1-1-5 : 地域活動への参加促進

---

地域福祉への意識が深まるよう、広報紙やホームページを活用し、自治会やボランティア団体、社会福祉協議会等の活動に関する情報を提供し、地域活動への参加を促進します。

また、地域の生活課題を共有・解決する機会とともに、地域行事等、様々なきっかけを通じて、福祉活動の担い手の積極的な参加を促進します。

## 施策 1-2 活動を支える人材・団体の育成

### 施策を取り巻く環境

- 生活課題が多様化するなかで、身近な地域で起こる様々な困りごとを解決していくための住民同士の身近な支え合い、助け合いといった地域活動は、ますます重要となっています。
- アンケート調査においては、地域での支援に対する考え方について「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」と回答する割合が半数近くを占めるなど、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動への参加や支援の担い手となることが難しくなっています。
- 地域活動の活性化を図るためには、住民の主体的な参加、活動をけん引する人材や団体の育成に向けて、町、社会福祉協議会、地域活動団体、サービス提供事業所等、多様な主体が相互に協力し合う必要があります。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 地域活動を実践する人材や団体の育成・支援に取り組みます。
- 地域福祉の担い手の裾野を広げるため、若い世代や元気な高齢者等、これまで関心が低かった住民や新たな担い手として期待される住民の地域への参加を促進し、地域活動を推進します。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 地域で行われているボランティア活動を体験してみましょう。
  - 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域活動の情報共有に努めましょう。
  - 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。



## [ 施策の展開 ]

### 1-2-1：地域活動の人材育成

---

地域の健康・福祉の推進のための人材の育成とともに、地域住民の経験や能力の活用を図ります。

また、地域活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。

### 1-2-2：地域福祉を担う人材の発掘

---

地域での様々な活動や福祉教育機会等を通じて、多様な層の住民に働きかけ、地域活動の新たな担い手を発掘し、地域福祉の活性化を図ります。

また、若い世代や元気な高齢者等、地域活動への意欲はあるものの、これまで参加に結びついていない住民が取り組みやすい機会づくりなどについて検討します。

### 1-2-3：ボランティア・NPOの育成

---

生涯学習によるボランティアの育成や、社会福祉協議会によるボランティア情報の提供など、ボランティア・NPOの育成に努めます。

### 1-2-4：民生委員児童委員の知識・技術の向上

---

民生委員児童委員研修の実施を支援し、民生委員児童委員の知識・技術向上を図ります。

また、近年の様々な制度の変化に柔軟に対応するために、町・関係機関等の情報の提供等、保健福祉の情報共有に努めます。



## 施策 1-3 顔の見える関係づくり

### 施策を取り巻く環境

- 地域のつながりを高めるうえでも、住民一人ひとりの声かけやあいさつ等、身近なところからのふれあいや交流を通じて、お互いの顔の見える関係を築いていく必要があります。
- できる限り早い段階から住民の困りごとをサービスや支援につなげていくためにも、身近な地域での活動を通じて把握に努め、支援につなげる体制づくりが求められます。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 見守り・声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域活動へ参加する機会を推進します。
- 身近な地域活動を通じて、地域で困りごとを抱える人々のできる限り早い段階での把握に努め、早期支援につなげる取り組みを進めます。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。
- 地域や仲間とともに
  - ふだんから、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。
  - 支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。

#### [ 施策の展開 ]

##### 1-3-1：多様な主体による見守り・声かけの推進

住民のモラルやマナーを向上するために広報・啓発に取り組むほか、地域の誰もが参加できる「あいさつ」や「声かけ」運動を推進し、地域活動の担い手として活動への参加を促進します。

また、地域活動や民生委員児童委員による活動等、多様な主体による見守りや声かけを通じて身近な活動から支援を必要とする人を早期把握に努めます。

## 基本目標2：自分らしく暮らすための支援環境づくり

### 施策2-1 保健福祉サービス・生活支援の利用促進

#### 施策を取り巻く環境

- 住民が安心して自ら必要なサービスを選択できるよう、サービスや制度に関する情報提供や相談支援に取り組み、支援を必要とする人のサービス利用促進に努める必要があります。
- 利用しやすい支援環境サービス提供事業所等と連携して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組むとともに、サービスの質・量の確保が求められます。
- アンケート調査では、6割が町の福祉情報を「すぐに入手することができた」と回答していますが、「入手することができなかった」方が1割を占めており、情報の入手に結びつく手段や支援の検討が引き続き重要となります。

#### 施策による取り組み

##### [ 実施方針 ]

- 住民が自ら必要なサービスや支援を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、サービスの質・量の確保に努めます。

##### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。
  - 様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を入手しましょう。
  - 不安や悩みがある場合は、各種相談窓口を積極的に活用しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援につなげましょう。
  - 隣近所で異変に気づいたら、関係機関へ相談、連絡・通報しましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 2-1-1：サービスや支援の必要な対象者の把握

---

身近な地域での福祉活動や民生委員児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。

### 2-1-2：福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

---

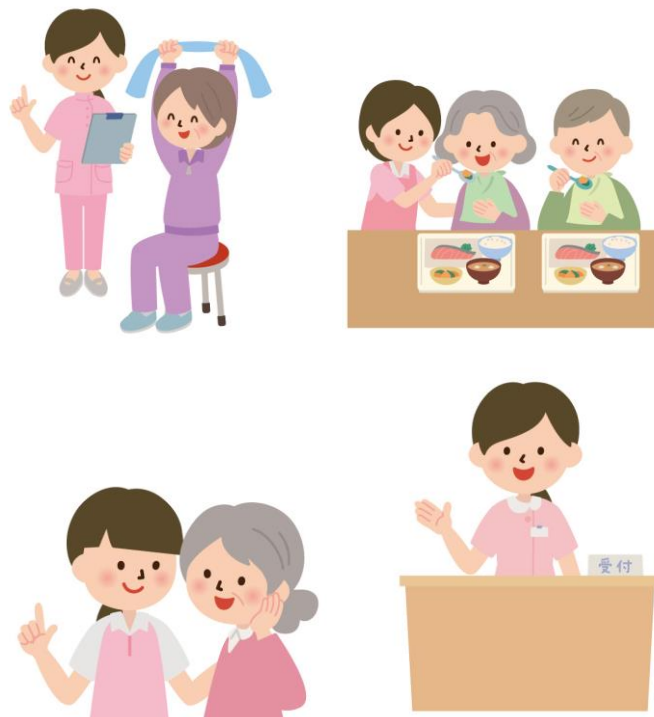
住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者や様々な相談支援を通じて、ニーズに応じた情報提供や相談体制を構築するなど、支援を必要とする人のサービス利用促進に努めます。

### 2-1-3：サービスの質の向上

---

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業所への実地指導やケアマネジャーに対する指導・助言・監督などを継続し、サービスの質の向上を図ります。

また、地域や福祉団体、サービス提供事業所と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。



## 施策2-2 地域での自立支援

### 施策を取り巻く環境

- 高齢化の進行とともに、支援を必要とする人が増えることが予想される一方で、元気な高齢者自身の活力を、地域において生かしていくことが期待されます。
- 障がいのある人の自立に向けては、地域生活への移行をはじめ、働く機会の確保等が求められており、多様な支援が求められます。
- 生活保護受給世帯は全国的にも増えてきており、貧困がその子どもにも連鎖すること等が懸念されています。平成27年(2015)4月より生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困窮する人を、町や相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域の連携により、支えるための枠組みができ、今後は公的な取り組みとともに、地域の支援が不可欠となっています。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 高齢者や障がいのある人の自立、社会参加につながる支援に取り組みます。
- 生活困窮者をはじめ、誰もが自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援に取り組みます。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 自らの意思や意欲を持って、地域活動や就労等に取り組みましょう。
  - 生活の不安や悩みを一人で抱えず、町や関係機関に相談するよう心掛けましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 元気な高齢者への参加を呼びかけるなど、積極的な地域活動への参加を促しましょう。
  - 障がいのある人等、支援の必要な人とともに活動する際、手助けが必要なときは、積極的に支援しましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 2-2-1：高齢者への自立支援

---

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けることができるよう、介護保険サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。

また、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

### 2-2-2：障がいのある人の自立支援

---

障がいのある人が自らの生活のあり方を決めることができるよう、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービス提供ができる基盤を整備します。

また、施設入所者や退院可能な精神入院患者などの地域移行促進に向けて居住の場や日中活動の充実を図りながら、施設入所から地域生活への移行を推進します。

そのほか、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制の5つの機能に対応する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

### 2-2-3：生活困窮者への支援

---

生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。

また、関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援等により自立を促進します。

さらに、就労困難な社会的弱者に対し、関係機関、民間企業の協力を得ながら、就労による経済的自立を支援します。

## 施策2-3 個人の尊厳や虐待防止への取り組み

### 施策を取り巻く環境

- すべての住民が生活の様々な場面で、権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が侵されることのないよう取り組んでいく必要があります。
- とりわけ虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、民生委員・児童委員や児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関との連携を密にした対応が求められます。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が懸念されるなど、判断能力が十分でない人の権利を守る制度（権利擁護）の周知や認知症への地域の理解が求められています。
- 障がいのある人については、多様な障がい特性への理解とともに、平成28年（2016）4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいにあわせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務づけられ、障がいのある人への様々な配慮が求められています。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 住民一人ひとりの人権を尊重し、虐待防止とともに、早期発見、解決に取り組めます。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。
  - 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 虐待と思われることを見たり聞いたりしたら、役場などの関係機関に速やかに通報しましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 2-3-1：権利擁護に関する制度の周知と利用促進

---

様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る成年後見制度、日常生活自立支援事業（あっぷるハート）の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

### 2-3-2：認知症対策の推進

---

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症予防をはじめ、権利擁護制度の周知や認知症サポーターによる地域の理解の促進、\*認知症ケアパスに基づく、早期発見・早期対応に向けた連携体制の構築に向けて取り組みます。

\*認知症ケアパス：

認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。

### 2-3-3：虐待の早期発見・通報体制の強化

---

地域の見守り活動等を通じて、虐待や暴力に関わる要援護者や権利擁護の必要な住民の早期発見・通報体制を強化します。

また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や住民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。

### 2-3-4：高齢者・子ども・障がいのある人の虐待防止ネットワークの強化

---

高齢者や子ども、障がいのある人への虐待を防ぎ、早期に発見できるよう、関係機関の連携による対応を図り、虐待の早期発見や適切な対応、一貫した虐待防止の強化に取り組みます。





## 基本目標3：多様な主体と協働・連携する仕組みづくり

### 施策3-1 地域福祉ネットワークの形成

#### 施策を取り巻く環境

- 地域ではボランティア・NPO 団体のように、地域に根ざした様々な活動が行われている一方で、担い手の不足や活動の停滞が懸念されるため、関係する組織や団体、機関との連携を強化するなど、新たな支え合いの仕組みが必要となっています。
- これまで以上に地域福祉への幅広い住民参画と協力を促すためには、関係する組織や団体、機関の交流や連携を強化するなど、それぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組み「地域福祉ネットワーク」の形成が求められます。

#### 施策による取り組み

##### [ 実施方針 ]

- 町、社会福祉協議会、関係機関、地域活動団体、サービス提供事業所等、等が個々に取り組む地域活動を連携させ、課題を共有しながら地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

##### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 地域福祉活動で得た様々な課題を関係機関等につなぎましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 3-1-1：地域福祉ネットワークの構築

---

地域において支援の必要な方へのサロン活動や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での小地域福祉活動の充実に努めるほか、自治会や地域活動団体を核とした地域ネットワークづくりを支援し、団体間の連携を図ります。

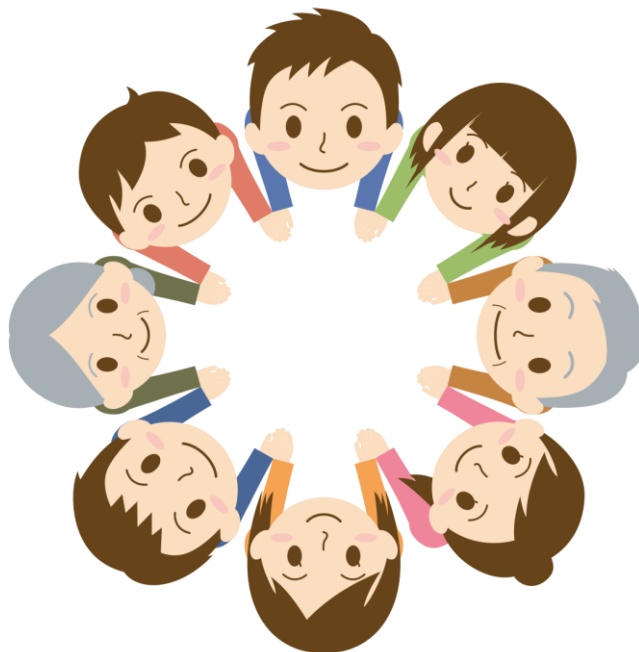
また、民生委員児童委員、社会福祉協議会等と連携し、身近な地域での福祉活動を通じて、住民の様々な課題を発見、共有する仕組みづくりを進めます。

そのほか、支援の必要な方の早期発見・早期ケア等、専門的な支援につなげるため、地域包括支援センターや相談支援事業者、子育て支援センター等との連携強化に努めます。

### 3-1-2：地域でできる支援の検討

---

身近な地域での福祉活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援について検討します。



## 施策3-2 地域包括支援体制の構築

### 施策を取り巻く環境

- 住民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要となっています。
- 特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったり消極的な人等、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに症状が重度化していたり、課題が複雑化していること等が考えられるため、公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供するなど、多様な主体との連携がこれまで以上に求められます。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 複雑な福祉課題等について、支援が確実につながるよう、各分野において保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による、重層的な支援体制を構築します。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 不安や悩みは、一人で悩まず、相談窓口や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に相談するよう心掛けましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 困っている人を把握したときには、相談窓口や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へ連絡しましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 3-2-1：保健・医療・福祉の連携

---

高齢者や障がいのある人等が身近な地域で生活を送ることができるよう、健康づくり、疾病予防、健康相談、訪問指導等の「保健サービス」、診療・治療等の「医療サービス」、生活支援等の「福祉サービス」が総合的に提供できるよう、保健・医療・福祉の連携に取り組みます。

また、在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、在宅医療の連携の仕組みづくりを進めます。

### 3-2-2：包括的な支援体制の構築

---

国や各分野での制度の動きを見据えながら、地域包括ケアシステム等を着実に推進するとともに、こうした包括的な支援体制の適用を拡大し、多様な福祉ニーズや複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対応するため、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた検討を進めるとともに、必要な人材の育成・確保に努めます。

また、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができるよう保健・医療・福祉包括ケアシステムの深化を図り、「青森県型地域共生社会」の形成に向けて取り組みます。

### 3-2-3：地域包括支援センターの機能強化

---

高齢者が抱える課題や困難事例への対応をきめ細やかに行うため、各サービス提供事業所のケアマネジャー、関連機関と連携し、課題解決に向けた検討を支援し、地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう体制を整備します。

### 3-2-4：地域自立支援協議会の機能強化

---

各相談機関に寄せられる相談内容について、地域自立支援協議会において地域課題や、今後地域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行い、関係機関とも連携を図りながら、様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

また、今後地域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行うほか、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点等整備、精神障がいにも対応した包括システムの構築に向けて検討を進めます。

## 基本目標4：これからも暮らしたい安全安心の地域づくり

### 施策4-1 防犯や消費者被害等への対応

#### 施策を取り巻く環境

- 地域がいつまでも暮らし続けたい場所となるよう、地域の安全を守るという考え方に立ち、住民や関係団体との一層の連携が求められます。
- 子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加するなか、日ごろから様々な活動を通して防犯や交通安全活動を進める必要があります。

#### 施策による取り組み

##### [ 実施方針 ]

- 様々な地域活動を通じて地域の安全意識を高め、地域安全対策を推進します。
- 消費者被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止、被害者救済につなげます。

##### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 家庭での事故防止対策、防犯対策に取り組みましょう。
  - 消費者被害に遭った場合は、ひとりで悩まず、家族や相談窓口にご相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 地域の防犯、交通安全活動に参加しましょう。

##### [ 施策の展開 ]

#### 4-1-1：防犯活動の推進

地域における防犯意識を高めるため、広報紙での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等、自主防犯活動の展開を支援します。

#### 4-1-2：交通安全に関する活動の推進

---

子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、または高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。

#### 4-1-3：消費者被害の未然防止

---

関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、消費生活相談等により被害に遭遇した場合の相談、支援を行います。



## 施策4-2 緊急時や災害時の支援

### 施策を取り巻く環境

- 近年の台風や大雨、地震等の大規模な自然災害の発生により、地域における支え合い、助け合いの重要性が認識され、災害時の支援に向けた総合的な取り組みが必要となっています。
- 災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築とともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域における防災活動に対する支援の充実が求められます。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - 日ごろから防災用品・避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
  - 地域で危険箇所を発見したら、町や関係機関に連絡しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。

#### [ 施策の展開 ]

##### 4-2-1：防災意識の向上

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した住民への啓発、情報提供の充実を図ります。

##### 4-2-2：地域ぐるみの防災活動の推進

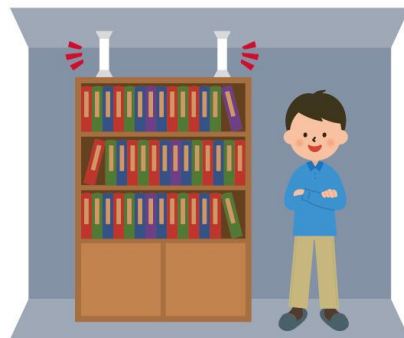
災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

#### 4-2-3：要配慮者支援の充実

地域での日常的な見守り活動を実施し、災害時の避難支援や安否確認などの円滑な実施体制を構築するとともに、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時の円滑な支援体制を整備します。

#### 4-2-4：避難所での支援の検討

災害時における対応を強化するため、災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の設置や避難所での必要な支援について検討を進め、災害に備えた体制を整備します。





## 施策4-3 暮らしやすい福祉環境の整備

### 施策を取り巻く環境

- 町内では、誰もが利用しやすい施設の整備、改修等に努めていますが、外出や移動が困難な障がいのある人や高齢者も多く、ハードによる整備や制度による支援のみですべての物理的障壁（バリア）を取り除くことは難しい状況です。
- 障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、安心して暮らすことができる福祉の充実した地域づくりを進めるため、物理的な障壁（バリア）を取り除きつつ、支え合い、助け合いを通じて、障壁（バリア）を越える取り組み（ソフト・ハードの両面からの取り組み）が求められます。

### 施策による取り組み

#### [ 実施方針 ]

- 外出をはじめ、誰もが地域で安心して暮らせる福祉環境をソフト・ハードの両面から推進します。

#### [ 住民・地域による取り組み ]

- 自分自身、各家庭で
  - ヘルプカードやヘルプマーク等、支援の必要な人をみかけたら、積極的に声をかけ、手助けしましょう。
  - 高齢者や障がいのある人などの専用駐車場の利用ルールを守りましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じる場所を把握・共有し、安全確保に努めましょう。
  - 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

## 〔 施策の展開 〕

### 4-3-1：公共施設等のバリアフリー化の推進

---

既存の公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、新たに整備するものについては、\*ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

また、道路や歩道を整備する際は、段差の解消や安全な道路環境の整備に努めるほか、住民の誰もが自然に支え合うことができるよう、心のバリアフリー化を推進します。

\*ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、年齢や性別の差異、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報・環境の設計（デザイン）のこと。

### 4-3-2：公共交通、移動支援の検討

---

既存路線や福祉サービス等を考慮し、町全体として利用しやすさ、交通空白地の解消、交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築等、地域の状況を踏まえた公共交通をはじめとする移動支援について検討します。

### 4-3-3：暮らしやすい住まいの確保

---

住まいの段差解消やリフォームによる住宅改修、福祉機器等による暮らしやすい住環境の整備のほか、介護保険サービス、障害福祉サービスに基づくグループホーム等の整備について検討します。

### 4-3-4：「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及促進

---

困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない住民が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及を図り、思いやりの心を醸成とともに、地域やまちなかでの支え合い、助け合いを促進します。

## 第5章 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

---

本計画は、それぞれの役割分担の考え方に基づきながら、「住民」、「地域」、「関係機関」、「町」、「社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

そのため、基本理念である「地域のつながりを大切にし、ともにつくる安心と暮らしやすい地域づくり」の実現に向けて計画的に取り組めます。

#### (1) 計画の周知・啓発

地域福祉は、町だけでなく、地域に関わるすべての人々が主体となって推進していく必要があります。

そのため、本計画で示した基本理念や取り組みについて、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

#### (2) 計画の推進と進捗の確認

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向を見極めながら、関連計画などを策定している関係課とも連携を図り、住民・社会福祉協議会・町とともに、計画の進捗確認を行っていきます。

また、本計画は、五戸町総合振興計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、関連する分野別計画や地域福祉活動計画と地域福祉を推進するための考え方や方針を共有していく必要があります。

そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

## 2 個別計画での取り組み方針

地域福祉の推進に向けて、各分野別に取り組む方向性をまとめます。

### (1) 健康づくり

誰もが健康で安心して暮らすために、こころとからだを守る健診や健康相談体制の充実、成人に対する各種検診の未受診者対策を推進し、住民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに、住民の定期健診受診の習慣化に努めます。

また、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病の予防とともに、子どもの食育や介護予防等、予防を重視した健康づくりに取り組むなど、早期から健康的な生活習慣を身につけ、世代にあった健康づくりに段階的、継続的に取り組みます。

### (2) 子育て支援

子育て家庭が安心して子育てをすることができるよう、集う場の提供等、親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう働きかけていきます。

また、住民の子育てへの関心や協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていく仕組みづくりを進め、住民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力し合っていける地域づくりを目指します。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産への悩みや不安を持つ人が気楽に相談できる「ワンストップ拠点（子育て世代地域包括支援センター）」を立ち上げ、切れ目のない支援に努めます。

### (3) 障がい福祉

障がいのある人が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、日中活動や居場所となるサービスの確保に向けて、八戸地域で連携して取り組みます。

また、相談支援事業所、町の窓口において障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供のほか、保健・医療・教育・就労等を含めた様々な支援を障がいの特性や必要性に応じて総合的・継続的に行う支援につなげる体制を整備します。

特に精神保健においては、包括的な支援体制の構築に向けた整備を図るほか、今後想定される親亡き後の支援を踏まえた地域生活拠点の整備や高齢の障がい者の円滑な介護保険制度によるサービス利用等に向けて取り組みます。

#### (4) 高齢福祉・介護保険

地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

また、必要な介護保険制度によるサービスのほか、身近な支え合いによる見守りや生活支援の充実を図るほか、認知症対策として認知症サポーターをはじめとする、認知症高齢者を支える地域づくりを推進します。

さらに、世代間の交流や地域における交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいや社会参加、仲間づくりへの支援に努めます。

#### (5) 安全安心な地域づくり

年齢、性別、障がいの有無等を超えて理解を深め、互いの違いを認め合い、その人らしい生き方を尊重して地域のなかで共生していこうという心や、優しさや思いやりを持った支え合う意識の育成を目指していくとともに、地域、学校、社会福祉協議会等が連携して、福祉教育の充実を図ります。

また、地域活動の重要性について住民の地域への理解や関心を高めるとともに、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズに対する“気づき”を共有していくことができるよう、地域福祉に関する広報・啓発や学びの場づくりを進めます。

さらに、いざというときの暮らしの安全安心を確保するためにも、防犯活動や災害時に特別な配慮を必要とする方等を支える地域のサポート体制づくりなど、地域ぐるみによる安全対策の充実を図ります。





# 資 料 編



## 資料編

## 資料1 五戸町地域福祉計画策定委員会委員名簿

## 五戸町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	関係機関	職名等	氏名
1	五戸町社会福祉協議会	事務局長	竹原敬之
2	五戸町老人クラブ連合会	会長	三浦順平
3	五戸町身体障害者福祉会	会長	手倉森 齊
4	五戸町手をつなぐ育成会	会長	戸館 真里子
5	移山寮	管理者	大西 祐子
6	五戸町民生委員児童委員協議会	会長	川村 國芳
7	五戸町子育てメイト連絡協議会	会長	金澤 和子
8	五戸町子ども・子育て会議	会長	三浦 勉
9	鳥沼新田自治会	会長	工藤 裕児
10	五戸町教育委員会 教育課	課長	佐々木 啓

## 事務局

	関係機関	職名等	氏名
1	福祉保健課	課長	服部 勤
2	〃	課長補佐(担当)	石田 博信
3	〃	福祉班長	平 真紀
4	〃 (地域包括支援センター)	課長補佐	三浦 洋子
5	〃 〃	介護保険班長	壬生 洋



## 五戸町地域福祉計画

---

発 行：平成30年3月

編集・発行：五戸町 福祉保健課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

電 話：0178-62-2111(代表)

F A X：0178-62-6317

町ホームページ：http://www.town.gonohe.aomori.jp